

實徵冊と徵稅

高 嶋 航

はじめに

清代の州縣衙門、民國の縣政府から民間に發給された官文書には、各種證明書、裁判文書など多々あったが、最も持續的かつ大量に發給されたのは徵稅關係の文書であろう。例えば、本稿で叙述の對象とする太湖廳(民國に吳縣に編入)は人口が約三萬人(一九一九年)であったが、毎年發給された納稅通知書・領收書は約一五萬枚にのぼる。^①官印が押された文書がこれだけ民間に出まわったからには、その社會的な影響は少なくなかったはずで、當該時期の官民關係を考えるのに、無視することはできないであろう。しかし従來、徵稅關係の文書群は「土地文書」に一括して扱われることが多く、それ自體が獨立して扱われることはなかった。^②いわゆる「土地文書」は地主制や村落構造の實態解明の資料として夙に注目され、契約書や魚鱗冊については豊富な研究の蓄積がある。徵稅關係文書が研究者の關心を集めなかったのは、殘存する徵稅文書が斷片的で全容をつかみにくいという資料的な問題と、社會經濟狀況分析には膨大な土地文書が利用でき、實態とかけ離れていると考えられた徵稅關係の文書に研究價值を見出せなかった點にある。^③本稿では納稅通知書・領收書、實徵冊

など、官府（田賦徵收機構も含む）で作成された徵稅關係文書を「徵稅文書」と定義し、その性格や社會的意義を考えてみた^④。土地と徵稅（田賦）が切り離せない關係にある以上、土地文書を理解するためにも重要な作業となるはずである。本稿では實徵冊を使って、如上の問題を考察する足がかりとしたい。まずは概説的な説明から始めよう。

明代に黃冊が徵稅臺帳として作成されたことはよく知られている。『後湖志』を駆使して黃冊制度の全容を示した韋慶遠『明代黃冊制度』、現存の黃冊をもとに制度の實態を解明した樊成顯『明代黃冊研究』をはじめ、黃冊に関しては數多くの研究がある。^⑤一方、黃冊制度の形骸化にもなつて誕生し、清代には徵稅の根本臺帳として廣く作成されていた實徵冊についてはほとんど研究がされていない。黃冊は中央政府が戸レベルの人口・財産を管理しようというきわめて中央集權的な制度であり、名目上は全國にわたつて統一的に實施されていた。實徵冊は参照價値を失つた黃冊にかわつて徵稅遂行上の實際的要求に答えるべく誕生し、各州縣衙門で個別に作成・運用されていた。一定の様式に従つて作成された黃冊や魚鱗冊とはちがひ、實徵冊には統一的な様式はなく、各地の徵稅の實態に應じてその様式は多様であつた。中央政府はこれを管理しようと試みるが失敗に終わり、清代には賦役全書に體現される縣から府、そして省へといたる整然とした中央集權的財政が形成されていく一方で、州縣では中央の關知し得ない實徵冊に基づく徵稅制度が形成されていったのである。

實徵冊の運用實態は當時においてもほとんど知られておらず、それを巡つて二つの異なる見解が残されている。一つはそれが徵稅の根本臺帳であつて徵稅には欠かせない重要な簿冊だとするもの。もう一つは實徵冊の記載はでたらめで胥吏らが私腹を肥やす道具にしているとするものである。後者の認識がたとえ事實だとしても、實徵冊が一貫して徵稅の根據と位置付けられ、作成されつづけたこともまた事實である。岩井茂樹氏は實徵冊に關するほとんど唯一の專論「武進縣「實徵堂簿」と田賦徵收機構」のなかで、實務的觀點からは所期の用をなさなかつたにもかかわらず、納稅戸に經濟的負擔を強いながら毎年膨大な簿冊の作成・上呈が繰り返されたのはなぜかという問題意識に基づき、實徵冊の意義を次のように

説明している。實徵冊は徵稅權行使の事實上の主體となつてゐる請け負い機構と、徵稅の形式的な權限保有者である國家・官府とのあいだでかわされる政治的協約としての意味をになつており、それが假構に支えられた徵稅という公的な權力行爲のシステムの存立に缺くべからざる存在であつたからこそ、實徵冊が作成されつづけた、と^⑦。かように實徵冊の作成・上呈が徵稅請負機構に徵稅の正當性を與えるという儀禮的役割を果たしたことはまちがいない。そして儀禮的だからこそ内容の眞偽はあまり重要ではなかつた。この解釋によれば根本臺帳という認識と不正確という認識は矛盾なく共存できる。だが岩井氏が扱つた實徵冊は二冊だけで、運用の實態を説明したとはいえない。本稿では實徵冊の實態を検討して岩井氏の見解を再考するとともに、徵稅文書としての實徵冊の意義を考えてみたい。

本稿で取り上げる實徵冊は民國期、吳縣舊太湖廳境のものである^⑧。この地域を扱うのは、多くの土地文書、徵稅文書が日本の圖書館にあつて、比較的簡單に見ることができからで、すでに筆者は土地文書、徵稅文書、田賦徵收機構に関する論文を發表してゐる^⑨。本稿ではこれらの成果の上に議論を進めるが、民國吳縣の田賦徵收機構については若干の説明をしておく必要がある。吳縣では徵糧處という組織が田賦徵收業務を行なつてゐた。縣内は圖という區畫に分かれ、各圖には徵稅業務を執り行う經造と呼ばれる人役がおり、この經造が納稅期前に實徵冊を作成した。納稅通知書や領收書も彼らが作成し、これらの簿冊をもとに徵稅が行なわれていた。納稅は漕米と忙銀（上忙と下忙）の三期に分かれ、納稅者は通知書を受け取ると、納稅期間中に指定の場所に稅を納めに行き、領收書を受け取り納稅を完了した^⑩。本稿では主として清末同治年間から民國二〇年代までの期間を念頭において議論を行なう。この間、政治的には辛亥革命という一大變化が起つてゐるが、田賦徵收の機構上には大きな變化がなかつたことを前稿で確認してゐる^⑪。第一章では、實徵冊の概要を紹介し、特に稅額についての問題を考える。第二章では推收（名義變更）を取り上げ、實徵冊の變化を扱う。第三章では版串（納稅領收書）を通して、縣の田賦徵收機關による實徵冊の検査の實態を明らかにする。第四章では、地號を手がかりに土地

文書との關係、徵稅文書の意味を探る。

一 實徵冊の概要

舊太湖廳の實徵冊は、國立國會圖書館、東洋文庫、東京大學東洋文化研究所（以下、「東文研」と略稱）の三ヶ所に所藏されている。目録上の呼稱は「吳縣忙銀漕糧實徵冊」（國會圖書館）、「吳縣太字上下忙銀實徵花戸（名）冊」（吳縣太字漕米實徵花戸冊）「吳縣東字上下忙銀漕米實徵花戸冊」（東洋文庫）「吳縣忙銀實徵花戸冊」（東文研）となっている（本稿では「吳縣舊太湖廳實徵冊」と略稱^②）。民國一七年以降は、忙銀と漕米の實徵冊が一つにまとめられ、「上下忙銀漕米實徵花戸冊」という名稱に改められる。周知の通り田賦は民國一七年に地方稅に改められるが、實際には忙漕制度は民國一九年まで存続したという^③。實徵冊の表紙には、例えば「中華民國拾壹年分 舊太境貳拾玖都柒圖 吳縣忙銀實徵冊」などと書かれており、國會圖書館はこの呼稱を採っている。同實徵冊の版心には「吳縣中華民國拾壹年太字上下忙銀實徵花名冊 廿九都七圖第 號」とあり、東洋文庫、東文研はこちらを採用している。

所藏が最も多いのは國會圖書館で、民國二年から民國九年にかけてと民國一七年（一冊のみ）の實徵冊、計一三二冊を藏する。次に多いのが東洋文庫で、民國二年から一九年まで（民國一五年はない）の計一〇三冊の實徵冊を藏する。國會圖書館は民國九年以前のものがほとんどであるのに對して、東洋文庫のほうは年次に偏りがみられない。東文研は民國八年から一一年までの計七冊を藏する。以上あわせて二四一冊の吳縣舊太湖廳實徵冊が日本に現存している。國會圖書館の實徵冊には昭和一五（一九四〇）年八月三十一日、及び昭和一六（一九四一）年五月一日という日付を記した東亞研究所の購入印が押されている^④。『東亞研究所報』の昭和一五年一〇月一日から二月三十一日までの新着圖書目録に「吳縣忙銀、漕糧實徵冊

民國二〇九、一五年 和 一二三冊（二八帙）寫本」とあり、昭和一六年七月一日〜八月三十一日の新着圖書目錄に「吳縣忙銀、漕糧實徵冊 民國二、五、八、九、一七年 和 一〇冊 大 鈔本」とある。¹⁷ 國會圖書館に現存する吳縣舊太湖廳實徵冊は一三三冊であるから、東亞研究所が購入したものがそのまま國會圖書館に收められていることになる。¹⁸ 第二回購入の際には吳縣舊太湖廳實徵冊のほか、『長元吳三縣閩邑都圖』『元邑條漕冊』『吳縣元邑都圖』『各區條漕存根』『元邑竝單完納銀米存根底冊』といった吳縣の徵稅文書も同時に購入されている。²⁰ 東洋文庫の吳縣舊太湖廳實徵冊には東亞研究所の印はなく、一九六三年五月八日付けの財團法人東洋文庫藏書印があるのみである。東文研の實徵冊にも東亞研究所の印はない。所藏内容からみても、國會圖書館のものと同東洋文庫・東文研のものには顯著な違いがあり、それぞれ別の経路で入手したようであるが詳しい経緯はわからない。²¹

表一は實徵冊の殘存狀況を都圖別に整理したものである。收録される都圖は二六都一〜五圖、二七都七圖、二八都一〜一三、一五〜一九圖、二九都一〜一五、一七、一九、二〇圖、三〇都一〜八圖、三六都一、二圖の六都五二圖分、これに歴年新墾（後述）と義租²²が加わる。『太湖備考』卷五「東山版圖冊」が收める六都五七圖と比較すると、二八都一四圖、二九都一六、一八圖、三六都三、四圖が缺けている。また二六都四圖、二八都六圖、二九都四、七、一一、一二圖、三〇都六圖、三六都二圖は上下二冊、二九都五圖は前後二冊に分かれているから、舊太湖廳で年間に作成された實徵冊は五七圖分、計六一冊に歴年新墾と義租を加えて少なくとも六三冊×二（忙銀、漕米）で一二六冊にのぼった。最もよく残っている民國七年の殘存率は二九・四%、民國二年から九年を平均すると一八・八%ということになる。漕米・忙銀の比率をみると漕米は一三冊、忙銀は一〇一冊、漕米忙銀が二六冊、義租が一冊でとくに偏りは見られない。一方、年度別に殘存狀況を見た場合、はっきりした特徴が見て取れる（表二）。民國二年から九年までが數多く残っているのに比べて、民國一〇年以降は極端に少なくなる。民國一〇年には實徵冊の様式に變化がみられ、田賦徵收機構や實徵冊管理に關して何らかの變化

があつたとも考えられる。⁽²⁾

民二・二八・一・米を例に實徵冊の様式を説明しよう(圖1-1、4)。サイズは二六・二センチ×一六・四センチで半葉に二筆分のデータが記載される。民國一〇年になると實徵冊はひとまわり大きくなり(二八・一センチ×二〇・二センチ)、半葉に五筆分のデータが記載されるようになる。記入すべき項目にほとんど變化はなく、實徵冊のかさが随分減つたが、追記するスペースは逆に少なくなった。民國一七年に米冊、銀冊が合併されると、再び半葉二筆のスタイルが採用された。表紙(圖1-1)には「中華民國貳年 太字貳拾捌都壹圖」と墨書され、その上に「吳縣知事之印」が押される(圖には印影が

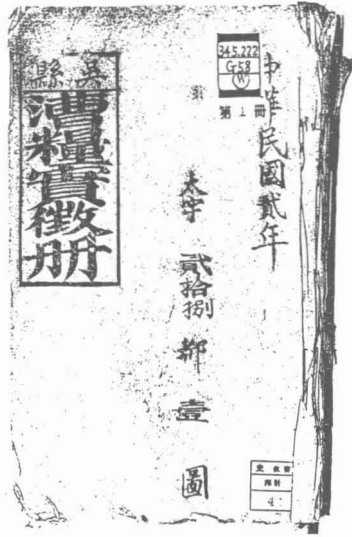


圖1-1 吳縣舊太湖廳實徵冊 M2. 28. 1. 銀 (國立國會圖書館藏)



圖1-2 吳縣舊太湖廳實徵冊 M2. 28. 1. 銀 (國立國會圖書館藏)

映っていない)。この官印は、民國四年から「吳縣之印」になり、民國八年から民國一〇年には押されていない。民國一一年から「東山輔佐行政委員鈐記」印に變わり、民國一四年から民國一六年はまた印が押されなくなる。民國一七年には「吳縣財務局之關防」印が押

冊は應徵銀)の欄がある。現存の實徵冊を見た限り、これらの欄に記入の痕跡は全く見られない。時折、民二・二八・一・米のように総計であるとか、民一八・二六・二・銀米のように戸數が記されることがあるが、これらは本來それが書かれるはずの場所ではなく、扉の餘白部分に、しかも走り書きで書かれている。そして肝心の稅の總額については、全く記載が見られなかった。

徵稅の基礎臺帳たる實徵冊に稅の總額が書かれていないのは奇妙なことである。たとえば光緒年間金匱縣の實徵冊には「甲總」の頁が最初にあり(金匱縣では甲ごとに作成され圖ごとにまとめられた)、一甲の集計が記入されている。清代吳縣の

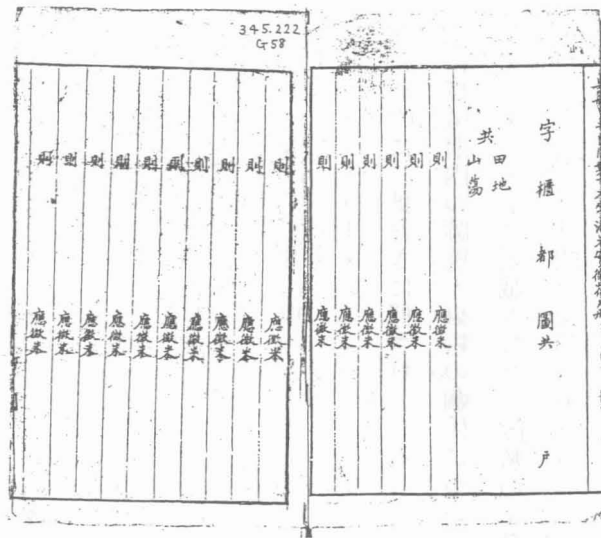


圖 1-3 吳縣舊太湖廳實徵冊 M2.28.1. 銀 (國立國會圖書館藏)

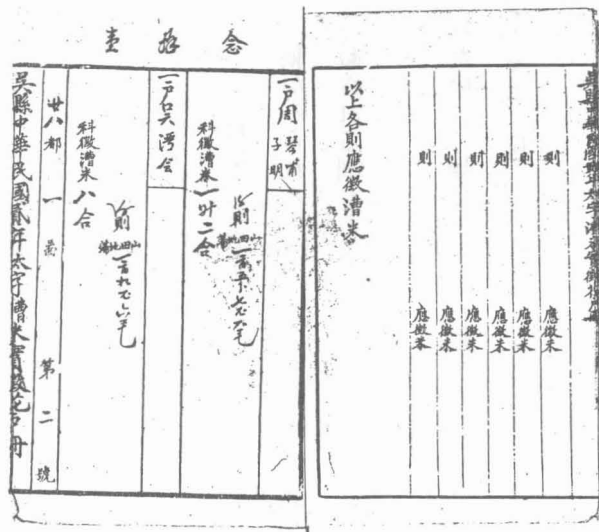


圖 1-4 吳縣舊太湖廳實徵冊 M2.28.1. 銀 (國立國會圖書館藏)

されるが、翌年以降はまた印が押されなくなる。扉(圖1-2)には「共一千一百三拾四畝五釐」という走り書きがあり、その裏(圖1-3)は一圖分の集計を記す欄(圖總)になっている。ここには都圖、戸數、田地山蕩の課稅面積の總計、ついで各科則ごとの應徵米(銀

實徵冊についても「毎冊首頁、註明是圖共有田地山蕩畝數、並實徵銀米數目」というように、本來は總額の記載があったようである。實際、舊吳縣下の民一五・一・一七・銀の圖總には、當該圖の田地面積と税の總額が記入されている。ならば清代太湖廳の實徵冊にはこれらの項目が記載されていたかというところ、これまた疑問である。なぜならこの記事（全文は後掲）は田賦徵收處（徵糧處の後身）に對する告發の中で述べられており、民國になって田賦徵收が腐敗したことの例證として實徵冊が如何に杜撰に扱われるようになったかを説明したもので、清代の状況を理想化しすぎているきらいがある。ただ、ほんらい記載されるべき總額が記されなくなったこと、實徵冊が上級官廳に送られて検査を受けなくなったことが併記されている點は注意すべきであろう。實徵冊の形骸化・意義低下と徵稅機構の腐敗が關連する事象として意識されていたのである。

圖總のあと臺帳部分が始まる（圖1-4）。半葉に二筆分、見開きで四筆分のデータを記入するようになっており、記載項目は、①戸名、②科則、③地目、④畝數、⑤稅額（米冊は「科徵漕米」、銀冊は「科徵上下忙銀」「上忙應徵銀」「下忙應徵銀」、⑥號數（二筆ごと）である。號數は圖「こと」に通し番號でつけられており、實徵冊上で納稅戸を特定する唯一の指標となっている。この號數は版串や易知由單の番號と共通する。普通記載がみられるのは、戸名、畝數、稅額、號數の部分だけである。科則は民八・二七・七・銀のように、全編にわたって記載される例もあるが、むしろ記載されている方が珍しい。なお騎縫印は原則的に一葉おきに押されている。

次に實徵冊内の圖總と臺帳の關係について考えてみたい。一圖分の戸數や畝數の合計が記載される場合、それは扉の部分かデータの末尾に記載された。畝數の記載を列擧すると、民二・二八・一・米「共一千一百三拾四畝五釐」、民二・二八・一三・米「共計捌百柒拾六畝九分七釐六毫」、民一六・二八・四・銀「共六百十七畝〇九五」、民一六・二八・一六・銀「共七百九十六畝一四一」、民一六・二九・後五・銀「共九百八十四畝〇四九」の五例である。全體からするとわずかな

量ではあるが、民國一六年の實徵冊が全部で五冊しか残存していない状況を考慮すると、民國一六年に記載が集中しているのは何か意味があるはずである。そしてそれは國民政府への政權交代と無關係ではなからう。民國一七年の『吳長元境各境各都圖田地山蕩銀米總冊』（三冊、抄本）や『吳縣舊長元吳三境田畝銀米暨科則清冊』（二冊、抄本）などは、こうした實徵冊の情報をもとに作成されたのではないか、あるいはその逆にこれらの數字をもとに實徵冊に記入がなされたと考えられる。事實、民國一七年には東西兩山の錢糧が吳縣の徵糧處の管轄になることが決まり、徵糧處主任であつた朱景波（朱錫鋆）に兩山の錢糧關係文書の調査を行なわせている。さて問題は、何を根據にこの總數が算出されたかということである。

民二・二八・一・米と民一六・二九・後五・銀の畝數のデータを檢算してみると、それぞれ一一一八〇〇七畝、九八八五九四畝となり、前出の數値に合致しない。魚鱗冊でも同じ現象が見られる。數値の二重性の問題は徵稅のあり方に起因するもので、「査定」「割當」という概念を導入することによりよく理解できると思われる。「査定」とは調査に基づいて稅額を決定すること、「割當」とは既定の稅額を割り當てることである。田賦は土地の科則・面積に應じて課されるものであるから、原則的には査定稅である。その具體的な現われが魚鱗冊である。各地片には科則・畝數をもとに稅額が與えられ、それが圖ごとにまとめられる。圖の總計（圖總）を集計したものが（賦役全書の）縣總であり、府總、省總へと連なっていく。魚鱗冊に代表される徵稅簿冊は田賦が査定稅であることをよく示している。査定稅の特徴は下から上へという方向性である。個々の査定の集積が總額となつて現われるわけで、個々の査定なくして總額を出すことはできない。しかしながら査定の根據となる科則の性格を考へてみると田賦の「査定」的性格は一氣に後退してしまふ。

土地ノ收益ハ明初ニ於テ各單ニ付調査決定セラレタルモノヲ踏襲シ今日ニ及ヘルモノナルヲ以テ極度ニ化石化セル收益ナリ。化石化セル收益ナルカ故ニ一旦收益ノ決定ヲ見タル以上其ノ後無收益トナルモ原則トシテ田賦ヲ免スルコト

ナシ。

科則とは本來土地の生産性に基づいて定められるべきものであるが、「化石化する收益」との表現が示すとおり、清代・民國期において、もはや生産性との關連は薄れていた。規定では清丈（土地測量）の際に改訂することになっていたが、清代の清丈はもともと勵行されなかつたうえに、たとえ實施されても畝數ばかりが問題になって科則については等閑視されていた。³⁰この問題に目をつぶって、清丈で土地の査定が正確に行なわれたとしても、清丈の結果がそのまま賦役全書に反映されたわけではなかつた。³¹査定の結果が税の總額にただしく反映されないということは、見かけは査定税の形をとりながら實質は割當税に他ならなかつた、あるいはもともと査定税だつたのが割當税化していったということになる。³²金匱縣の實徵冊で各地片の畝數が毫までしか記されていないのに、總額では絲忽の單位まで畝數が記されているのは、總額が集計ではなく所與のものであつたことを示している。³³

なぜこのようなことが起こるのか。魚鱗冊や實徵冊の臺帳部分は方單や版串という形で納税戸と結びついている。臺帳のデータは納税戸と共有されているから、土地狀況の變化という現實に對應していかねばならない。いっぽう總額は上級官廳に結びついている。リジッドな原額體系の中でわずかでも變動があれば體系内のあらゆる部分に影響を與えるから、こちらは弾力性に乏しい。實徵冊・魚鱗冊は、査定という上へのベクトルと割當という下へのベクトルがぶつかりあう場であつた。實徵冊・魚鱗冊は性格の異なる二種類の數値を併置することでこの斷絶・矛盾を吸収し、査定を割當に變換し割當を査定に變換する巧妙な装置として機能したのである。

以上にいう所の税額は實際に課せられる税の「額」ではない。江蘇省の漕米の場合を考えてみよう。まず科則と畝數を掛けて算出される税額がある。清代にはこれを「平米」といった。同治年間に大幅な減税が行なわれ、例えば三斗四升四合則は實際には一斗七升一合を納めればよいことになつた。減額後の税額を（應元）實米、實徵米と言う。減額後の科則は同じ呼稱が用いられたから、ここにおいて科則（の呼稱）は實態を伴わない、上下の差異を示すだけのものとなつた。平年

はこの實米が納めるべき稅額となつたが、凶作の年には作柄によつて減免が行なわれた。作柄の調査を「秋勘」と言い、その結果「荒冊」が作成される。秋勘によつて決定された稅額を（秋勘）實徵數、あるいは單に秋勘と言つた。たとえば民國の吳縣で三斗四升四合則の田一畝を所有する場合、三斗四升四合が平米、一斗七升一合が實米で、民國七年のように「實徵八八折」であれば一斗六升五合が秋勘實徵數となる。吳縣舊太湖廳實徵冊が作成されていた時期には災害等による減稅は恒常化していた。よつて平米はもちろんのこと實米も虚額化していた。そして實徵冊に記載されたのは虚額たる實米であつたから、恒常的減稅という状況にあつて秋勘こそが「實徵」を示すものであり、實徵冊の數字はもはや「實徵」ではなかつた。實徵冊をもとに作成される通知單の類にもみなこの虚額が記載される。その上で荒冊に基づいて實徵分數（減稅率）を示した朱印が押された。

そもそも徵稅の基礎臺帳とされる實徵冊に徵稅の痕跡が見られないのはおかしい。民國三〇年の實徵冊には秋勘實徵數と納稅日期を記す欄が設けられており、實徵額や納稅狀況が一目にして看取できるようになっている。實際にはこれらの欄に記入はされなかつたであろうが、徵稅臺帳としての實徵冊の理念をよく示している。吳縣舊太湖廳實徵冊に徵稅の痕跡がほとんどない理由の一つは實徵冊が徵稅の根本であつたという點に求められよう。畝捐徵收の際に實徵冊に基づいて畝分清冊が作成され、荒冊もまた實徵冊を基に作成されたであろうことは民一六・二九・四・米の表紙に「荒已拾過（荒はすでに選り出した）」とかかれてることからもわかる。實徵冊は徵稅の根本臺帳としてさまざまな場合に参照されたから、年々變化する實徵數ではなく定數たる虚額を記載した。そして各年度の稅の總額は秋勘冊などで決定し、納入狀況は截串簿などで把握したのである。

二 實徵冊と推收

實徵冊に關する言説のほとんどは實徵冊に對して否定的な見解を示している。例えば、實徵冊の作成者たる經造が「飛洒詭寄」(稅糧飛ばし)など實徵冊を操作することによって私腹を肥やしている、というように。こうした見解は勿論、じつさい實徵冊を見てなされたのではない。實徵冊の内容は一體どれくらい變化し、どのような制度的裏付けがあったのだろうか。連続した年次の實徵冊を比較検討することによって、この問題を考えてみたい。

二六都三圖は民國二、四、六、七、八、九年と連續したデータを得ることができ、變化を追うのに都合が良い。一〇〇〇筆以上あるこの圖のすべての變化を追跡するのは大變なので、最初の一〇〇〇戸について考察してみたい。まず民國二一年の實徵冊にあらわれた變化を列擧してみると、一一號、席錦云↓周洪興、一六號、張巾云↓周禎甫、二二號、張同春↓費正揚、三一號、張巾云↓費永龍の四件である。うち二〇號、席錦云の〇・九六四畝の土地は二つに分割され、〇・八一四畝が周洪興に渡り、残り〇・一五畝が席錦云のもとに残った。この周洪興戸は實徵冊の末頁にて立戸されている。民國四年以降は當該實徵冊の中に見られる變化だけでなく、過去の實徵冊と比較して變化をたどることができる。三號、周裕坤の土地は七つの地片に分割され、實徵冊作成後、變更の旨を示す次のような紙が貼られた。

周裕坤 三分九釐九毫

周順興 二分四釐七毫

周洪興 七分五毫

四分三釐六毫

二分五釐

周 榮 興 二分五釐

七分九釐四毫

二二號、周順興の土地は三つに分割され、〇・二五畝が周榮興、〇・二九二畝が周洪興、残り〇・二二三畝が周順興となっている。六六號、周榮興の土地も一・〇六三畝が周順興に割かれた。民國六年の實徵冊を見ると、六六號の周榮興と周順興はそれぞれ七二、七三號となっており、末號に立戸された民國二年の周洪興と違って原糧戸のすぐ後で立戸されている。實徵冊の末尾に立戸した場合は、それ以降の號數に變化を來さないのに對して、原糧戸のすぐ後に立戸した場合は、それ以降の號數にずれが生じる。どちらに立戸するかについて何らかの規則があったのだろうか。民七・二九・二〇・米では一〇九二號までが實徵冊用の用紙に書かれているが、その後は白紙に一八戸分のデータが記されている。白紙の最初には「下頁有要造、切不可失漏」という徵糧處の指示があり、以下の白紙部分の戸についても版串を作成すべきことを命じている。これは徵糧處の指示を受けて、經造が變更したことを意味するから、原糧戸のすぐ後に立戸する場合は經造自身が變更したと考えてよい。不思議なのは、末尾に立戸された戸は以後もそのまま末尾に記載され、もともと同じ土地が實徵冊上で全く別の場所に現れることである。そもそも實徵冊の號數とは何か、そして糧戸はどのような順序で並んでいるのか。少し協道にされるがこの點を確認しておきたい。

二八都一圖について魚鱗冊と實徵冊を比較したのが表3-1、2である。まず表3-1を見てもらいたい。實徵冊の最初の糧戸は周琴甫子明、魚鱗冊の最初の業戸は王義莊である。畝數が一致することから兩者は同一地片であることがわかる。同治年間の王義莊名義の土地は、民國二年には全て周琴甫子明の名義に変わっている。よりわかりやすいのが、表3-2で



圖 2-1 民國 4 年推票 (吳縣舊太湖廳實徵册 M4.29. 8 米)

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 戶主 陸乾康 則 陸乾康 戶為 陸乾康 年 月 號 字第 號 | 戶主 陸乾康 則 陸乾康 戶為 陸乾康 年 月 號 字第 號 | 戶主 陸乾康 則 陸乾康 戶為 陸乾康 年 月 號 字第 號 | 戶主 陸乾康 則 陸乾康 戶為 陸乾康 年 月 號 字第 號 | 戶主 陸乾康 則 陸乾康 戶為 陸乾康 年 月 號 字第 號 |
|--|--|--|--|--|

圖 2-2 吳縣舊太湖廳實徵册 M4.29. 8 米 .87 ~ 90

たのである。このように過戸權が統一されていないことに加え、「全縣の戸糧は六〇萬あまりの多きにいたり、調べ盡くすことはできず、もし手落ちがあればそのまままかされてしまう」というように、スタッフの人数に比して糧戸數が圧倒的に多いという問題があり、過戸推收を完全に掌握するのはほぼ不可能な状況にあった。

過戸推收の際に作成されるのが推票であり、民四・歷年新墾にその實例がある(圖 2-1)。推票は三つの部分に分かれる。右端の得主執業推票(以下、執業推票)は買い手、つまり新糧戸が所持するもので、「執業」と書かれてある如く、その所有を保障する性格を持っていた。經造過戸推票(以下、過戸推票)は經造に渡され、次期實徵册作成の資料とした。稅房稽

査存根(以下、存根)は縣の稅房に置かれ、檢査の參考に備えた。この存根をファイルしたのが截串簿である。圖 2-1 の推票は、管變忠(實徵册の糧戸名は管琴山)が二九都八圖本字圩四坵二四四號の六斗三升一合則の地、〇・九一二畝を張明永の仲介で陸乾康に銀五

四坵卅號、二畝七毫／又分一釐四毫寶玉完」とあり、もとの沈文和戸には三坵二三一號と四坵三〇號の二地片が含まれていたことがわかる。一地片で一戸を立てるのが原則ではあったが、じっさいには複數の地片をもって戸を立てることがあった。たとえば民三・二九・一一・銀・六一五、王興祥、〇・五三八畝には「此戸併入六百廿一號俞澄記戸内合造」という注記がある。六二二號をみると龐承朴堂が俞澄記に変更され、畝數も五・〇三三畝から〇・五三八畝増えて五・三七畝に変更されており、二戸が合併されたことがわかる。魚鱗冊と實徵冊の圖ごとの戸數を調べてみると概して實徵冊の戸數が少ないのは、二つ以上の土地を合わせて立戸している場合があることが一因である。しかし戸數の相違を來した最大の原因は實徵冊と魚鱗冊の性格そのものにある。實徵冊に記載されるということは、納稅通知書や領收書が作成されることを意味しており、免稅の措置を受けた土地は對象としていない。いっぽう魚鱗冊は土地の所有を保證することが主要なる目的であったから、免稅地も含まれていたのである。^④

話を二六都三圖の變化に戻そう。民國四年には分割のほかに名義變更が三四號、周慶隆↓周榮興、三六號、周慶隆↓周洪興、三七號、周裕坤↓周順興、三八號、周慶隆↓周洪興の四件あった。この一連の變更によって周裕坤、周慶隆という糧戸が最初の一〇〇戸からなくなる。民國六年は名義變更が一戸のみ、七年は二戸。民國八年は六戸で九年は一戸である。年度差がおおきいが、全二二戸、平均して年間二・七五戸の變更があった。^⑤民國二年から九年の間、全く變更がなかったのは八二戸であるから、一八戸については何らかの變更が起こつたことになる。^⑥この數字がどういう意味を持ち、實際の土地狀況の變化と比べてどうなのかはわからないが、少なくとも實徵冊が年々更新されていたことは確認できる。

こうした實徵冊上の變化は、分割、併合、賣買など產權の變化に伴う過戸推收によつてもたらされた。田地房產の移轉があれば、買手は契約書、糧串（規定によれば過去三年分）をもつて縣政府（民國一六年以前は知事公署）へ行き、契稅を納めて契約書に官印を押ししてもらわねばならなかつた（稅契）。不動産の絶賣の場合、契稅の額は不動産價格千元につき一五〇

一六〇元くらいであった。税契を済ませた上で徵糧處が名義變更を行なった。具體的には實徵冊に附箋をつけて推收の情報を記載しておき、翌年に變更するための證據とした。⁽⁴⁾また變更の旨を直接實徵冊に書きつける場合もあった。經造へは過戸推票(後述)により推收のデータが通知された。經造は今回の實徵冊を作成する時に、この推票に基づいて變更を加えたのである。⁽⁵⁾

民國一九年以前、縣政府は稅收の額ばかり注意して過戸についてはあまり注意を拂っていなかったが、民國二〇年に沈秉湛が縣財政局長になってようやく過戸に注意するようになったという。民國二一年に江蘇省各縣設立推收所簡章が公布、民國二二年、吳縣に推收所が設置されてからは官推(官による推收)の實施を厳しく要求した。⁽⁶⁾官推が勵行されたのは契稅收入を得ることはもちろんであるが、より根本的な問題として土地狀況を把握することにあつた。完璧な魚鱗冊、實徵冊があつたとしても、土地狀況の變化を追うことができれば魚鱗冊や實徵冊は次第に役に立たないものとなる。しかし設置直後に明らかになつた田賦舞弊案が象徴するように、推收所が設置されても事態に何ら變化はなかつた。正規の稅契手續きは面倒で費用もかさんだから、買手は徵糧處に頼んでこっそり名義變更だけしてもらつた(私自推收)。賣り手はこのことを知らないし、たとえ知らされたとしても自分に損はないからこれを不問に付すのである。買手は「運動費」さえおさめればよく、高い契稅を支拂う必要がなかつた。この運動費からいくらかを經造に手渡して手数料としたが、残りも徵糧處のものが懐におさめた。主管官廳はこの事實を知っていたけれども、「過戸權」が徵糧處にあつたので制止するてだてはなかつた。また經造と親しい者は直接經造に私自推收を頼み、この分に關しては徵糧處も關知することができなかったと言ふ。正規、非正規にかかわらず徵糧處を通すと實徵冊が書き換えられたのに對し、經造だけを通した場合、實徵冊の書き換えはなされなかつた。この場合、由單、版串の類は従前どおり發給されることになる。經造は自らの「秘冊」に基づいてこれらの書類を新糧戸のもとへ届けた。こうした經造と糧戸の間のやりとりを徵糧處は把握できなかつ



圖 2-1 民國 4 年推票 (吳縣舊太湖廳實徵冊 M4.29. 8 米)

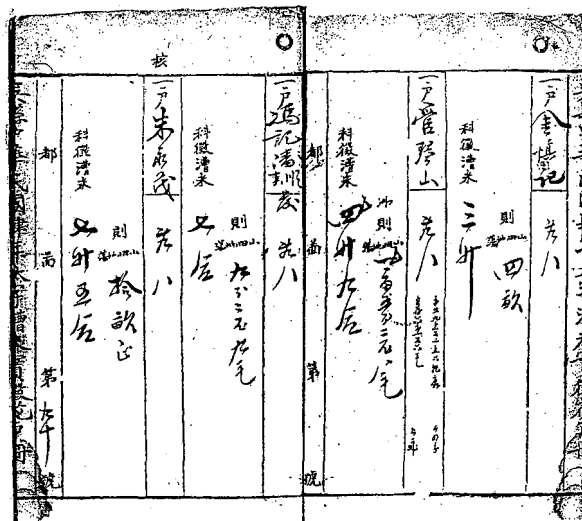


圖 2-2 吳縣舊太湖廳實徵冊 M4.29. 8 米 . 87 ~ 90

たのである。このように過戸權が統一されていないことに加え、「全縣の戸糧は六〇萬あまりの多きにいたり、調べ盡くすことはできず、もし手落ちがあればそのままかまされてしまう」というように、スタッフの人数に比して糧戸數が壓倒的に多いという問題があり、過戸推收を完全に掌握するのはほぼ不可能な状況にあった。

過戸推收の際に作成されるのが推票であり、民四・歷年新墾にその實例がある(圖 2-1)。推票は三つの部分に分かれる。右端の得主執業推票(以下、執業推票)は買い手、つまり新糧戸が所持するもので、「執業」と書かれてある如く、その所有を保障する性格を持っていた。經造過戸推票(以下、過戸推票)は經造に渡され、次期實徵冊作成の資料とした。稅房稽

查存根(以下、存根)は縣の稅房に置かれ、檢査の參考に備えた。この存根をファイルしたのが截申簿である。圖 2-1 の推票は、管變忠(實徵冊の糧戸名は管琴山)が二九都八圖本字圩四坵二四四號の六斗三升一合則の地、〇・九一二畝を張明永の仲介で陸乾康に銀五

兩で賣却したものである。賣買の時期はわからないが、届けが承認されたのは民國四年一月である。民四・歷年新墾・八九を見る(圖2-2)、「一戸 管琴山」の下の欄に「廿九八(二九都八圖)、分出九分一釐二、立六(陸) 乾康 銀四分 / 自存六分一釐六毫 銀二分七釐」と記し、土地の面積と税額の欄は「△一畝五分二釐八毫」「△四升九合」としている。「△」は變更を示す符號である。以上から一・五二八畝あった土地の一部を割いて陸に賣却したことがわかる。歷年新墾圖の實徵冊は、民國四年の次は民國一八年までないが、民國一八年のものをみると、九九號、管琴山、〇・六一六畝、一〇〇號、陸乾康、〇・九一二畝となり、推票に示された土地の變動が正確に實徵冊に反映されている。

さて、この推票を虚心に眺めると、いくつもの疑問點が浮かんでくる。特に三つの部分それぞれが含む情報量である。執業推票には賣り手、中人の名前と買手の手名、土地の所在地、科則、畝數、賣價などが記入されている。これは一般的な契約書の記載事項と概ね一致する。實際これは契約書に基づいて作成されたのであろう。過戸推票は中人の名前を記さず、代わりに實徵冊の戸名を記す。賣價は省略されている。これらは實徵冊の書き換えに必要な情報である。過戸推票は略字が多く筆跡も荒い。そして存根にいたっては記載が全くされていない。「太字第壹千壹佰肆拾貳號」という數字は舊太湖廳境で發行された推票の登記番號である。番號が付されていることは少なくともこの推票が舊太湖廳境の田賦を管轄する機關へ提出されたことを意味する。ではなぜ存根に記載がないのか。すでに印を押してあることから書き忘れや作成途中という可能性は低く、故意に記入しなかったと見るべきである。記載以上にわからないのは、なぜこの推票がここにあるのか、ということである。すでに官印を押してあるから、發給されてもおかしくないはずである。しかし残念ながら詳しい経緯はわからない。

次に升科された土地がどのように扱われるかを考えてみたい。まず『光緒參拾年分無閏金匱縣漕米實徵冊』の圖總の様式を示す。

圖 甲共折實平田

内除

拋荒未認等田

光緒貳拾捌年分新墾田

光緒貳拾玖年分新墾田

本年新墾田

實該舊熟并光緒貳拾柒年分新墾限滿田

應徵漕白正耗米

三行目から五行目にかけてが、光緒二八年から光緒三〇年までの各年の新墾田の面積を示している。六行目、光緒二七年の新墾田は期限が満ちて平田と同様の扱いを受けている。金匱縣では新墾の申請を受けて三年の間は免稅の措置がとられ、四年目から實徵冊に繰り入れられたようである。ただ現存の實徵冊には新墾田の項目に記載がなく、實際に規定通りに升科されたかどうかはわからない。

吳縣舊太湖廳境の場合、新墾田は都圖に關係なく「歷年新墾」という實徵冊に一括された。歷年新墾實徵冊は民國二、四、一八年のものが残っている。民國二年のものは二九五戸、一一四一・二七一畝分のデータが記され、收録都圖は二六都一圖から三六都一圖までである。收録順序は一七三號の朱慶龍までは都圖順であるが、一七四號以降は順番が混亂している。民國四年になると全てが都圖順に整理しなおされている。金匱縣とはちがって、一旦ここに記載された土地は、所在の圖に繰り入れられることはなく、少なくとも民國一八年まではずっと歷年新墾として扱われた。このことは、新墾の土地を専門に扱う經造が存在したことを意味する。太湖廳では光緒二年に升科が行なわれ、「以後逐年領墾、續報成熟、不

在此數」とあるもの⁵⁰、以後太湖廳で升科の記事がないことから、實際上に上級官廳へ新墾分を申請したかは疑問である。ともかく新墾地が所在の圖に繰り入れられないということは、各圖ですでに一定の稅額が定まっていたことを示唆するのではなからうか。もしそうなら、毎年の實徵冊に總額が記されないのも理解できよう。

歷年新墾圖の過戸推收については、興味深い資料がある。廣孝阡義塚をめぐる事件がそれである。二九都一一圖阜字圩二坵二九二號の九・八八畝の土地は、魚鱗冊では「善堂義塚」の業戸名で登記されていた。民國三年に趙龍溪がこの地の權利を申請し、假證明書を受けて稅を支拂った。民國六年に期限が満ちたとして正式の證明を申請する。魚鱗冊における所有者であった席氏がこのことを知り、案の取り消しをもとめた。結局、席氏の訴えが認められ、趙戸は上忙冊から削除された。民國七年、この土地を前山存仁堂に移管し、翌八年より存仁善堂義塚の名義で納稅することになった。實徵冊でこの土地を見てみると、民二・歷年新墾には該當する土地はなく、民四・歷年新墾・一六三に趙龍溪の名義で九・八八畝の土地が登記されている。そして民一八・歷年新墾・一八三では存仁堂義塚名義に變更されている。實徵冊の記載が事件の經過にびたりと一致するのが確認できる。

以上、わずかであるが周邊史料からうかがえる土地狀況の變化はいずれも實徵冊で確認することができた。實徵冊の變化は恣意的ではなく、何らかの裏づけがあったのである。こうした裏づけがあって、始めて徵糧處によるチェックが可能になる。もちろん全ての變化に裏づけがあったかどうかをこれだけの史料から言うことはできないし、裏づけ工作の可能性も否定できない。また納稅者の側からすると、實徵冊上どの戸の土地であるかがわかりさえすれば、それが自分の名義でなくても通知書を受け取り、納稅することは可能で、わざわざ費用を出してまで書き換える必要はない。土地狀況の變化のうち、相當部分はこうした經造と納稅者との了解により處理されていたであろう。よって、わざわざ名義變更する場合は書類が提出された蓋然性が高いのである。

三 實徵冊と版串

經造は納稅開始前、實徵冊とともに易知由單（通知單）や版串を作成することになっていた。これらの書類は徵糧處へ送られ、そこでチェックを受けた。吳縣舊太湖廳實徵冊にはチェックの跡が隨所に見られる。「查」「查訖」「核」「○」「對」「對過」などは記載が正しいことを確認したものである。^⑤ 實徵冊の中には往々にして判讀し難い、もしくは紛らわしい文字があり、そうした文字の横には楷書で訂正がなされた。さらに「銀冊之字太草、恐徑造看不清楚、請望書正一點」（民一三・二八・一八・米）、「此字不識」（民三・二九・一四・米・四六二）とか「串上之字、望寫正須」（民一四・二八・一九・銀）と言う指示が出されることもあった。字體のほか、内容についても様々な指示がなされている。徵糧處で行なわれたのは實徵冊自體のチェック、他の實徵冊との照合、版串・易知由單との照合であった。まず實徵冊自體のチェックから見ていこう。民一・二八・九・銀・九三〇九六は以下のようになっている。

| | | |
|-----|-----|--------|
| 九三號 | 金仕周 | 三分三釐三毫 |
| 九四號 | 居丹記 | 八分四釐六毫 |
| 九五號 | 金仕周 | 三分三釐三毫 |
| 九六號 | 居丹記 | 八分四釐六毫 |

一見してすぐわかる單純なミスで、九五號には「此二戸重複」と朱で書き込みがされている。單純なゆえに經造が何かを隱蔽するために帳簿を操作したとは考え難い。また民三・二九・一一・銀では欄を一つ飛ばしてしまうミスが數箇所見ら

れる。そこには「空」「空戸」などとチェックされ、翌年以降はふさがっている。この空白部分は號數に入れられている。民五・三〇・二・米・五六八、周寶生（一・二七六畝、一斗三升一合）はもうすこし複雑である。戸名、畝數、稅額の横に（削除を示す）朱線が引かれるほか、朱で「在五百五十六號已造」「此戸不要造」「已向業戸單契對明（すでに業戸の方單・契約書と對照してはっきりしている）」「重戸」という書き込みがなされている。周寶生戸は五五六號に既にあり、二重に登記されているから、五六八號分の版串は作る必要がないとの指示である。そこで五五六號を見ると、確かに周寶生戸があるのだが、一・〇三畝、一斗六合とあり、五六八號のデータと若干異なる。これは周戸の土地に變化があり、五六八號のデータが變化前のもので、變化後のデータが五五六號と考えることで理解できそうである。つまり周戸に土地の變化が生じたために方單や契約書（の寫し）が提出され、この申請に基づいて五五六號が立戸された。ところが經造は故意か不注意かはわからないが、以前のデータを五六八號に書いてしまった。徵糧處（分處）では申請書類と對照して五五六號が正しいと判断し、五六八號を消去して、五六八號の版串を發給しないよう念を押したのである。この事例からも記載内容の變更に際しては、一定の書類の提出が義務付けられていたことがわかる。

實徵冊の内部矛盾をつきとめるだけでなく、他の實徵冊（前年度のものや銀冊なら米冊、米冊なら銀冊）との照合も行なわれた。例えば民三・二九・一〇・銀・二五〇、沈昇芝は「此戸舊冊在二八七號」とあり舊冊と對照され、民六・三〇・一・米・一〇九九、金時豐は「銀冊九四〇補」とあり、銀冊九四〇號から補われている。民二・二八・下六・銀・五四八、王鏞之は「此戸二年米冊補列、原戸穆姓分來、註明備責」とあり、のちに作成された米冊を參照して糧戸が追加されている。民三・二九・一〇の銀冊と米冊は兩者の關係を考える上で興味深い。以下、順を追って紹介しよう。

銀冊一四號 沈寶如 一五・八〇七畝 騎字三坵廿五號除二分六釐 立席漢臣戸下號

米冊一四號 沈寶如 一五・五四七畝 除二分六釐立席漢臣 騎字圩三坵廿五號

除立下號五分三釐六毫 劉琢卿戶

以上の記事からは「沈寶如戶はもと一五・八〇七畝あったが、銀冊を作成するさいに、〇・二六畝が割かれて席漢臣戶が立てられた。のち〇・五三六畝が割かれて劉琢卿戶が立てられた」ことが理解できる。銀冊では一五號に劉琢卿が立戸され「上號分來」と注記されているのに、米冊には劉琢卿戶はない。どういふことかというところ、劉琢卿戶はすでに銀冊を作成する段階で分立されていたので注記されなかったが、米冊のときに劉琢卿戶を立戸していなかったため、改めて指示しているのである。なぜこのようなことがおこるのか。銀冊の指示を見落とす、前年の米冊を参照したため劉戶が抜けただけであろう。二九都一〇圖では、銀冊と米冊に同じ指示が書かれていることが多く、この考えを裏付ける。同じ指示が何度も書かれると言うことは珍しく、普通は一度指示されれば、それ以降は訂正されるのである。例えば、銀・四六九、鈕開光、〇・四四二畝と銀・四七〇、鈕濟威、〇・四四一畝には「二戸併」との指示が書かれているが、米冊では兩者は米・四五九、鈕開光・濟威にまとめられている。

銀・一五二八、宋玉記は一五〇六號より「補來」されたものであるが、米冊には記載されなかった。そこで「△加宋玉記 七分六釐六毫、二分二釐九毫」と宋玉のデータを追加するよう指示し、つづけて「未知前造否（前回に宋玉を追加して版串を作るよう指示したが）本當に作ったのだろうか」と書かれている。銀・一五六五、嚴德聲の畝數は一・七七九畝と〇・三七八畝が併記されるが、うち〇・三七八畝は「下號來（次號より來る）」であった。ところが米冊では、この〇・三七八畝はもとの徐富坤戶の名義で嚴戶の次に立てられている。そこで徐富坤の名を消し、「併上號」と書き加えた上で、「陳經造悞過徐姓、今驗契查准（陳經造は誤って徐姓に變更してしまった。いま契を驗べて確かめた）」と名指しで誤りを指摘している。また米・



圖4 民國9年漕米版串 (國立國會圖書館藏)

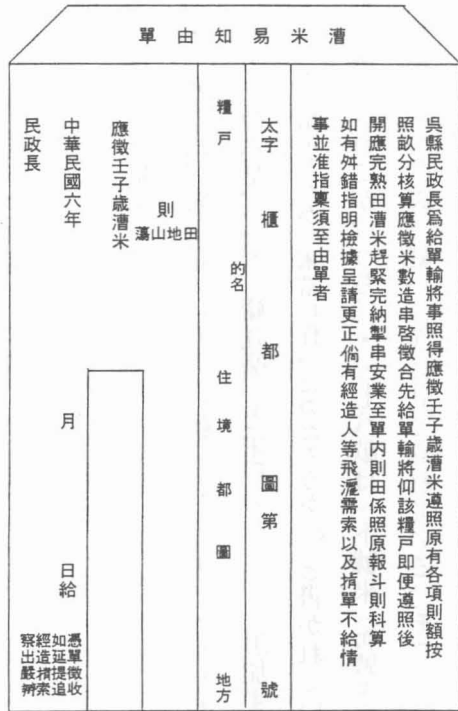


圖3 民國6年漕米易知單 (國立國會圖書館藏)

一八六八、沈洪發、〇・〇七八畝には「不准。此戸墳地。前經造何此過來七分八毫三六、不能做在山(不可。この戸は墳地である。前の經造はどうしてこの七分八毫の三つの墓穴(の地目)を山に變更してしまったのか)」との記載がある。銀冊作成後、經造が陳某へと交代したが、引継ぎがうまくなされていなかったのか、前回の指示がほとんど守られていなかった。かくも執拗な指示は吳縣舊太湖廳實徵冊の他の部分には見られない。

易知由單・版串との照合を考える前に易知由單・版串の説明をしておこう。⁵³⁾ 圖3は民國六年の漕米易知由單である。記載すべき項目は、都圖、號數、戸名、的名、住所、科則、地目、稅額、發給年月である。實徵冊内にある易知由單はすべて未使用で、どの欄に記入がされたかわからない。村松祐次の挙げる光緒三四(二九〇八)年元和縣の易知由單を見ると、都圖、號數、戸名、的名、畝數、稅額が記入されている。⁵⁴⁾ 次に民國九年の漕米版串を見よう(圖4)。記載項目は都圖、戸名、科則、地目、畝數、發給年月、號數である。實

際に記入されているのは、このうち都圖、戸名、畝數、稅額、號數である。實徵冊から得られる情報が都圖、號數、戸名、畝數、稅額であるから、三者が含む内容は同じである。圖4の版串は民六・二九・一九・米に挿入されている數枚の版串の一つである。民國九年の版串がここにあるのは二九都八圖と一九圖に散在する葉氏の一連の土地が分戸されたのにもない、民國六年に遡って確認を行なったためであろう。民國九年の同圖の實徵冊は残っていないので民國八年の實徵冊と版串を照合してみよう。二九都一九圖の四號という號數を持つ版串は葉桂坤公の〇・〇四二畝の土地で稅額は四合（漕米）である。この土地は民八・二九・一九・米の四號に見え、記載内容は全く同じである。實徵冊を基に易知由單や版串が作成されるから、兩者の記載が一致するのは當然のことで、だからこそ照合が意味を持つのである。

民七・二八・一・米の表紙には「對串」と書かれており、實徵冊と易知由單・版串をつき合わせてチェックしたことがわかる。兩者をつき合わせるにより易知由單・版串が實徵冊に忠實に作成されているかどうかを調べたのである。實徵冊に記載があるのに版串が作成されていない場合、「無串」「漏串」などという書きこみがなされる。このほか「下頁有要造、切不可失漏（以下の頁についても版串を作成しなければならない。決して遺漏のないように）」（民七・二九・二〇・米・一〇九三）、「上年悞造、留心（昨年は間違つて作成している。氣をつけよ）」（民六・三〇・八・銀・七七五）、「串上之字望寫正須（版串の文字はきちんと書くように）」（民一四・二八・一九銀）などの指示が實徵冊に書かれた。

徵糧處の審査は「詳嚴看」（民一三・三〇・四・米）、「翔覆」（民一四・三〇・八・米）というように嚴密に行なわれていたように見える。こうした照合、訂正はいかなる精度でどれくらいの範圍にわたって行なわれていたのだろうか。民一四・二九・後五・銀・一四〇、李坤堂の畝數は一畝八分と書かれている。この前後の實徵冊（民八、一六など）にはいずれも一畝五分となっており、これは明らかに間違ひである。じっさい實徵冊には「八分」の横に「五分」と朱で訂正が施されている。民二・歷年新墾・二五、馮春發一・五〇三畝は民四・歷年新墾・四九、馮春發では一・〇五三畝となっている。稅額は兩

者とも同じであるから、いずれかが書き間違えていることになる。民一八・歷年新墾・六六では戸名が変わっているもの畝数は一・〇五三畝とあるから、民國二年の記載が間違っていることになる。このようなミスは資料さえ揃っていれば隨所に指摘できるだろうし、それでもまだ冰山の一角にすぎないことは多言を要すまでもない。民一四・二九・一四・米や民一八・二六・二・銀米のように全體にわたって激しい訂正を施されている實徵冊もあれば、全くチェックの跡が見られない實徵冊もある。とはいっても點檢の精粗は氣まぐれによるものではなからう。チェックの痕跡を數量化して示すことはできないが、民國一三、一四、一六、一九年など顯著な特徴をもつ年次がある。

實徵冊と易知由單・版串は徵糧處(舊太湖廳の場合は徵糧處分處)でチェックされた後、經造に送り返される。經造は與えられた指示に従って易知由單・版串を訂正し、また自らの底冊に訂正を加えて翌年度以降に實徵冊を作成する際に参照した。易知由單・版串はそのまま經造が配布し、實徵冊は徵糧處(分處)に送り返された。以後、實徵冊は徵糧處(分處)にて保管されることになる。保管狀況は杜撰であつたらしく、名義上は歷年徵糧處が保存することになつていたが、實際は腐敗したり散失したりで完全に揃つていなかった⁽⁵⁾。では保管中の實徵冊はもう顧みられることがなかつたのだろうか。畝捐の際に實徵冊が使われ、實徵冊のチェックを行なう時に過去の銀・米冊が用いられていたことはすでに述べた。このほか徵糧處(分處)は實徵冊が提出された後に起きた變化を實徵冊に書きこむことで追跡した。例えば民七・三〇・一・米の最後には、王雲高戸が追加されているが、「八年冬五八六號方茂増分來」とあり、この糧戸が翌年に書きこまれたことがわかる。三〇都一圖一一一〇號、盛大興は民國九年銀冊にて、三三四號、盛茂元、〇・一六二畝と一〇六四號、盛勝傳、〇・〇三三畝の土地を併せて立戸されたが、その旨が民國八年の銀冊に注記されている。こうした事例は諸處に見られ、少なくとも次回の實徵冊が作成されるまでは、その實徵冊はいわば官府の底冊として機能していたのである。

民國二四年度より實徵冊は田賦徵收處が作成することになる。實徵冊だけでなく、通知單や版串も「内造」され「過戸

權」が一元化した。この改革の狙いは催徵吏（＝經造）の權限をできるだけ減らし、田賦の徵收を處の管理下に置こうというものであった。しかし結果として生じたのは現實との更なる乖離である。これまで千人以上の催徵吏が作成していた簿冊を數十人のスタッフでまかなうのはそもそも無理な話で、實徵冊が形式的になるのは避けようがなかった。このことから逆に實徵冊の意義を知ることができる。それは限界があるにせよ、徵糧處（田賦徵收處）が「戸」を通じて經造（催徵吏）そして徵稅をコントロールするほとんど唯一の手段であったのだ。

田賦の徵收は實徵冊を基準とする。ゆえに清代には圖ごとに實徵冊を作成し、毎年縣から上級機關に提出して検査をうけた。各冊の最初の頁には、その圖の田地山蕩の畝數の總數と實徵銀米の數目が注記してあり、全冊にわたって騎縫印が押され、頗る慎重であった。……政治改革（＝辛亥革命）の後、一切の手續きはまったく變わってしまった。徵收機關は實徵冊を監督機關に送って検査を受けることをせず、そのうえ騎縫印も押さない。糧戸や畝數は隨意に付け足したり改めたりしている。⁵⁷

これは田賦徵收處の舞弊を告發する文章の一節である。辛亥以後は騎縫印を押さないというのは事實誤認だし、清代に實徵冊の上呈がどこまで實行されていたかも疑問である。とはいえ實徵冊が徵稅の根本であり、徵稅を監督する道具だと認識されていたことがよくわかる。實徵冊が徵稅の實務上不可缺であり、正しく運用することで弊害を取り除くことができると考えられていたからこそ、田賦徵收處みずから實徵冊を作成して信賴度を高めようとしたのである。

四 實徵冊と地號

地號は土地の所在を同定する方法の一つで、舊太湖廳では「都・圖・圩・坵・號」で示された。例えば石橋將臺山麓理

堂公墓の所在は「廿八都七圖驅字圩八坵十八號」と表記される。都圖は縣志に地圖が記載されており、その所在地は容易に検索できる。圩の名稱は『太湖備考』や『吳縣志』に記されているが、圩の所在地は上記文獻には記載されていない^⑧。坵、號に至っては、刊行物には記載がなく、唯一魚鱗冊を通じてその概要を知ることができにすぎない。このような状況下、地號は如何に機能したのだろうか。まずは太湖廳において、土地の所在がどのように表記されてきたのかを確認しておきたい。

現存する太湖廳の契約書を見ると、土地の所在は全て某都某圖某地方(まれに圩まで)という形式であり、坵や號の表示はない。東文研藏「永遠杜絶賣田文契」(蘇州文書Z。〇)を例にとってみよう。これは同治七(一八六八)年四月に米補拙が祖遺の官田を鄭聖元戸に賣却したときの契約書である。土地の所在は「太湖廳境二十九都二十圖菱田村地方雲字圩」と示される。土地に關する情報は「官田兩坵、計貳畝壹分正、在田蔴地桑樹車埠水口、一應在內」と「計開四址、東萬田、南宋池、西鄭田、北大港水口」である。この土地が二筆からなる官田で、面積は二・一畝、麻地・桑樹・車埠水口(龍骨車の取水口?)があり、四隣はそれぞれ萬、宋、鄭の土地と大港水口に接していたことがわかる。このうち土地の所在をあらわすものは圩のほかには四址しかない。雲字圩の中で周圍を誰々の土地に圍まれた場所、という形で土地の所在が示されるのである。ふつう契約書では地號や地形の記載は少ないが、四址は大抵記載されている。契約において、土地はある座標上にしかじかの面積を占める場所としてではなく、周圍のいずれの所有者からも所有を異にするという意味において把握される。

契約は人的關係の中での營爲であり、契約の有効性を保證するのはそれに關わった人たちにほかならない。公證人的な役割を果たすこれらの人たちは、同族、近隣、知人、中人、代筆者らであったが、同治五(一八六六)年以降それまで見られなかった「經造」「經催」「地總」といった人たちが署名の列に加わる。たとえば上記の契約書には經造宋永年と地保陳

雲和が名を連ねている。現存する太湖廳境内の契約書は數少ないので、彼らが全ての土地賣買に關與していたかどうかは斷言できない。だがそれは前代とはっきり異なる特徴であり、同治年間に所有と賣買の性格が大きく變化したことが窺える。結論を先に言えば、その變化は、二度にわたる方單の發給によってもたらされたのである。從來契約が交わされると、賣り手から買い手に「上首契（當該地についてこれまで交わされた全ての契約書）」が手渡された。契約の連なりが所有を保證していたのである。⑧ただ契約を交わしても官に届け出ないことが多かったから、所有權に問題が生じたときに契約書が證據としていつも有効であるとは限らなかつた。土地裁判では契約書のほか、碑文、族譜、實徵冊、糧票などが證據として持ち出された。同治年間に方單が發給されると、上首契に加えて方單が手渡されるようになる。

吳邑（民國の吳縣）の田地賣買は、舊長洲、元和縣では方單を據り所とし、舊吳縣では糧串を據り所としている。……舊長洲、元和縣の田地は清同治年間に方單を發給したが、舊吳縣では（方單發給が）うまくいかなかつたので、糧串を據り所とする結果を來している。⑨

長洲、元和縣では方單が發給されたことにより、それが所有を證明する文書として從來の様々な文書に取って代わつた。太湖廳でも同治以降の族譜が一齊に方單の情報を収録しはじめたのは、この状況と軌を一にする。『王氏家譜』は嘉慶七（一八〇二）年、道光八（一八二八）年、宣統三（一九一三）年、民國二七（一九三八）年に編纂されているが、前二者に載せられた墓地の所在地については、圖か圩までしかわからない。一號、二號とかある場合も、各地片を分割して記載する便のためであり、地號ではない。ところが宣統以降は坵、號にいたる地號が記載されるようになる。これらの族譜が依據したのは方單であつた。⑩このように方單の發給と地號の出現には密接な關係がある。太湖廳における方單の發給は少なくとも二回ある。同治（一八六五）四年の清糧の際に發給された執業田單と、同治九（一八七〇）年の清丈の際に發給された清丈方單である。前者は圖までしかわからないのに對して、後者は坵、號に至る詳細な情報を提供している。このことは清丈に

よる土地・徵稅關係簿冊の整備と方單の發給によって地號が與えられたことを意味する。「與えられた」といってもそれまで地號がなかったわけではない。地號は存在していたが普及してはいなかった。土地所有者（納稅者）は方單を受け取るにより所有を認定されたが、方單には土地の所在地が地號で表記されていた。このように方單というメディアに載って公開され共有されるようになり、はじめて地號は土地所有者にとって意味をもつものとなった。そして同時に、地號をもとに地籍を管理することになった経造が、徵稅や土地の管理において影響力を増した。契約における経造の關與、地號の出現、方單の發給は相互に關連する事象であった。

『周氏支譜』に「無方單、有印契。……字圩坵號、契未詳書、故未錄」とわざわざ地號がない理由が付されるのは、地號ないしはそれを記した方單が所有の最大の根據とみなされていたことをよく示している。方單を失えば所有の根據を失うことになったから、官廳に届け出て再發行してもらい、同時に以前の方單を無効にする旨を公示しなければならなかった。

X 遺失清丈單

吳縣舊太湖廳境二八都五圖太字一七一〇號、忠字圩七坵二二二號、張麗記戶、基地一・四〇九畝の清丈單一紙を郵局が遺失した。すでに廳署に紛失届けを出し、(新たな)單を補給してもらっている。舊單は廢紙とする。右、申報・新聞報に掲載して聲明する次第。

東山張楨伯啓

Y 聲明方單遺失

茲に吳縣舊太湖廳境後山山址村二八都五圖顛字圩五坵二二二號に位置する六升三合一勺則の地、一・四〇九畝の祖遺地がある。いま「正用」により、すでに該地すべてを仲介人に頼んで賣却し裕民繭灶が管業している。該地の方單は

民國一〇年一〇月一六日に道中で遺失し、調べて渡すてだてがない。もし今後(方單が)出てきても效力を發生しない。
右、新聞に掲載して聲明する次第。

吳縣東洞庭後山張楨伯妻張王氏啓⁶⁸

以上二件の遺失聲明はいずれも『申報』に掲載されたものである。⁶⁹ Xの「太字一七一〇號」というのは方單の單號(番號)である。單號は發給順であり地號とは全く關係がない。X、Yは地號を異にするが、科則や畝數が一致することもあり、兩者が同じ土地を指していることはまちがいない。地號をみると、坵だけでなく圩も違うことから單なる誤植ではないことがわかる。Xは單號を記載しているところから、方單の情報を基にしていると考えられるが、二八都五圖には「忠」なる名稱の圩はない。魚鱗冊には二八都五圖顛字圩五坵二一五號に「張麗江」の戸名で同じ畝數の土地があるから、Yは魚鱗冊を基にしていることがわかる。なぜ同じ土地に地號が二つあるのだろうか。

現在、舊太湖廳境の地號を窺うことのできる資料は魚鱗冊と方單(の寫し)しかない。方單はまとまって残っていないから、地號の全容を窺えるのは魚鱗冊だけということになる。ところが我々が依據する魚鱗冊の地號は、どうやら實徵冊に時折現れる地號とは別のようなのだ。魚鱗冊の地號體系では「圩」は捨象されている。たとえば二八都一〇圖には西輦、東輦、書の三圩があるが、魚鱗冊所載の圩は書字圩だけであって、一〇圖の土地は書字圩一坵一號から一二坵四五號までの地號であらわされている。一方、民國三年二九都一〇圖の實徵冊をみると銀冊一四號は騎字圩三坵二五號、米冊三〇〇號は騎字圩四坵三〇號、米冊一一三號は管字圩二坵九二號、銀冊一三二七號は管字圩五坵四二號、米冊一三一四號は管字圩六坵一〇一號という地號が見え、二九都一〇圖では騎、管字のそれぞれの圩で地號が振られていることが分かる。以上から舊太湖廳には魚鱗冊に代表されるように「圖」を單位に振られる地號と、實徵冊に見える「圩」を單位に振られ

表4 28都上下6圖の實徵冊・魚鱗冊對照表

| 上6圖實徵冊 | 魚鱗冊(坵・號) | 下6圖實徵冊 | 魚鱗冊(坵・號) |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 1~74 | 1・1~1・94 | 1~90 | 1・95~1・176 |
| 75~158 | 2・86~2・192 | 91~166 | 2・2~2・85 |
| 159~281 | 3・1~3・157 | 167 | なし |
| 282~453 | 4・230~4・416 | 168~309 | 3・159~3・320 |
| 454~538 | なし | 310~318 | なし |
| | | 319~322 | 4・222~4・225 |
| | | 323~526 | 4・1~4・221 |
| | | 527~564 | なし |

た、存在したとしても、もっぱら徵稅の整理番號のような使われ方をしたと考えられる。同治年間の清丈では、舊來の圩までの體系の上に坵、號からなる地號を附與した。現存する太湖廳の魚鱗冊は正本ではないという前稿での推論からすると、測量の際には一旦圖を單位として通し番號がつけられ、その後、圩を單位にする地號に整理しなおしたとも考えられる。詳細は不明だが、現存の土地・徵稅文書からは、少なくとも二種類の地號があったことが確認できるのである。

いま一度、X、Yの聲明を見てみよう。民國一〇年一月一六日に「清丈單」が無くなった。張は新たに方單を發給してもらっているが、どうやらそれには魚鱗冊の地號が書かれていたらしい。その理由は、おそらく民國一〇年の時點で魚鱗冊の正冊は存在しておらず、現存する魚鱗冊を基に方單が發給されたからであろう。確かに徵糧處や經造は推收冊などで圩單位の地號を把握していたが、推收冊では全容がつかめないために魚鱗冊の地號が用いられたのだろう。張の未亡人がこの土地を賣却した際、清丈單ではなく補單であったことから、買主が念のためもう一度廣告を出すよう契約のときに要求したことからYの聲明が出されたと思われる。

このほか圖の分割という問題もある。例えば二八都六圖は上六圖と下六圖にわかれている。二八都上下六圖の實徵冊と魚鱗冊を對照させた表4を見ると、一坵は一號から九三號までが上六圖、九五號から一七六號までが下六圖に屬する。以下、二、三、四の各坵とも上下に分かれているのが見て取れる。四坵に若干の混亂はあるものの、ほぼ地號順で、また一定程度の地號がまとまっていることから、上下の區分は戸を主體としたものではないことがわかる。實は白豸嶺と呼ばれる山道が上下の境界となっている。『王氏家譜』卷一九白豸嶺旁腰左尉卿公墓の地畝圖(圖6)をみると、墓を構成する四筆のうち、白豸嶺を境にして東西で地號が異なっ

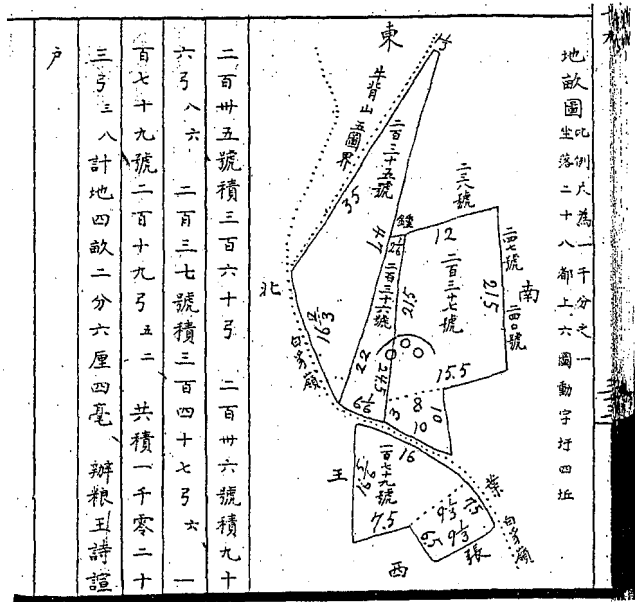


圖6 白豸嶺傍腰左尉卿公墓地畝圖(『王氏家譜』卷19)

のである。地、山の區別は魚鱗冊には明示されていない。實徵冊もまた同様である。これらの圖が二八都六圖と大きく異なる點は、分割されたそれぞれの部分で地號が獨立して附與されていることである。

地號の全容と詳細は、現在の我々には把握できないが、ともかく土地所有の文脈で地號が用いられるようになったのは、清末の新現象であったことは間違いない。地號には様々な問題があったにせよ、清丈直後において、魚鱗冊と實徵冊のデータは、項目に違いはあれ、一致していた。これはある意味で當然のことである。官側は土地所有状況を把握する複数の回路を持っていたわけではないからである。時間が経過するにつれ、内容が更新される實徵冊と更新されない魚鱗冊に

いる。東側の三筆は二三五、二三七號と連續しているのに對して、西側の一筆は一七九號である。實徵冊で確かめると前者は上六圖、後者は下六圖に屬することがわかる。坵ではなく道を境界にしたがゆえに、同じ坵でありながら違う圖に屬するということが生じたわけである。地號の内實が徐々に明らかになってきたが、これ以上はわからない。

縣志にはあらわれないが、「圖」が分割されている事例は他にもあげることができる。例えば二九都五圖は前後に分かれ、それぞれ實徵冊が編まれている。二九都四圖の場合、下位區分は帳簿の上からはそれほど明瞭ではないが、地、山にわかれている。二九都四圖一坵一號という地號には周榮安と嚴得陸の土地が對應するが、嚴密には前者は一坵地一號、後者は一坵山一號と稱すべきも

は差異が生じてきたが、この差異は一度に生じたものではなく、徐々に起こったものであり、時々で調整が行なわれていた。⁽⁷⁶⁾

魚鱗冊と實徵冊のデータが一致することの、土地秩序や徵稅制度のうえでの意味を考えてみよう。魚鱗冊から方單が作成され、實徵冊からは由單、版串が作成され、いずれも民間に發給される。ある土地所有者が受け取る方單には戸名、畝數、稅額、地號などが記されているわけだが、これらの記述は魚鱗冊を基にしている。兩者は地號により容易に照合できる。土地所有者と納稅者が一致する場合、この戸は毎年徵稅期に由單と版串を受け取ることになる。由單、版串には都圖と戸名、稅額、實徵冊の號數が記載されている。これらは實徵冊を基にしている。實徵冊と由單、版串は號數によって照合できる。由單、版串の稅額はいわゆる「實徵」の額ではなく、實徵冊上の額であるから、方單や魚鱗冊の額とも同じものである。都圖、戸名、稅額を特定できれば、方單との照合も容易である。したがって、魚鱗冊—方單という（官製の）土地文書群と實徵冊—由單、版串という徵稅文書群は、魚鱗冊と實徵冊のデータが一致することで、相互に参照可能となる。このように整合性の高い徵稅文書、土地文書が蓄積されていくと、これらの文書の信頼性が高まり、文書自體の信頼性と共に、記載内容（地號、畝數、戸名など）の信頼性も高まっていく。⁽⁷⁷⁾そして徐々に官側の文書を参照した土地秩序が形成されるのである。このことは同時に官の徵稅行政の圓滑化をももたらしたであろう。しかし魚鱗冊に代表される官製の土地文書は清代以降ほとんど作成されなかったし、吳縣舊太湖廳でも、年月が経てば徵稅文書との乖離が進み相互に對照できなくなる時が來たはずである。土地文書と徵稅文書が一致するのが原則ではあったが、それが實現するのは例外的なケースであって、一般には、官が民間の土地秩序に關與できるのは、名義變更の際の契稅徵收と、土地裁判くらいしかなかった。同治年間に清文が行われた吳縣舊太湖廳境は、この意味で特殊な事例といえる。だが、事例として特殊であっても、それが土地文書と徵稅文書の理想的なあり方を示している點で、重要な事例といえる。土地文書と徵稅文書のデータが一致

する状態が一方の極にあり、他方に両者が全くリンクしない状態があつて、實狀はその間のいずれかにあり、前者に近いほど官の影響が(相對的に)強くなると考えられる。しかし文書上の影響が如何に強くなつても、實徵冊は現實の土地秩序そのものではないし、また直接に徵稅の効率を高めるものでもなく、その十分條件を整備したに過ぎなかつたのもまた事實である。

お わ り に

蘇州が日本軍から國民政府に奪還されたとき、吳縣の田賦徵收機構(田糧賦稅管理處)は危機的状況にあつた。それはもはや戦前のような縣政府から獨立した請負機構ではなくなつていた。稅糧の徵收は縣長を筆頭に、縣の各機關を總動員し武裝したうえで行なわれたが、徵收率は戦前の水準にとおく及ばなかつた。このとき縣の土地、徵稅文書はおおかたなくなつており、催徵吏の底冊稿本と日本軍占領期である一九三九、四〇年度の徵糧底冊に據つて實徵冊が作成された。これらの簿冊のデータが古くて役に立たないことを認めながらも依據せざるを得なかつたのは、ほかに依據するものがなかつたからである。このようにして作成された實徵冊が「徵糧の唯一の依據」であつた。

民國二三、四年の一連の改革以後、實徵冊は催徵吏ひいては徵稅を統制するという意義を大幅に減じてしまつたが、それでも實徵冊は作り續けられた。抗日戰爭後、田糧賦稅管理處は徵稅を監督するものとして實徵冊を作成したのではなく、淪陷期の偽政府でさえ實徵冊を作成して徵稅を行なつていた。それが名目上にすぎないとしても、國民政府が實徵冊なしに徵稅しつづけることは支配の正當性に關わる問題であつた。實徵冊という根據なしに徵稅をすることは略奪と變わらない。實徵冊なしの徵稅は非常時には許されても、その状態が長く續くことは許されない。完成度が如何

であれ實徴冊があるに越したことはなく、不正確な點は將來の地籍整理によって贖罪されるはずであった。⁸⁰⁾

實徴冊の作成・上呈が徴税請負機構に徴税の正當性を與えるという岩井氏の解釋は、抗日戦争後の状況にとりわけ鮮明に現れている。それは紛れもなく政治的協約としての實徴冊であった。氏は縣署と糧房（吳縣の經造にあたる）のあいだにこの協約の成立を見たが、民國吳縣の場合、縣長、徵糧處、經造の三者の關係を見る必要がある。縣長（縣署）と徵糧處との關係は、記入前に押されていたらしい騎縫印に象徴されるように、形式的なものにすぎなかった。岩井氏という政治的協約や權力の正當化という説明はこの間の關係に當てはまる。徵糧處と經造の關係において、實徴冊は儀禮的役割に加えて、經造を監督・統制する役割を果たすことが期待されていたし、實際ある程度は果たしていた。また由單、版串など徴税遂行に欠かせない文書も實徴冊を基に作成され、實務的にもそれは重要な役割を果たしていた。同治以降、方單に對する信用が高かったのは、魚鱗冊という裏づけもさることながら、それとリンクした實徴冊があり、そして實徴冊を基にした由單、版串が絶えず民間に流通していたことを忘れてはならない。ただ武進の場合、實徴冊に畝數が記載されていないからとすれば「實務」上の意味は大きく減退し、實務上所期の用をなさなかったというのも言い過ぎではなくなるのかもしれない。田賦徴收の多様な形態からすると、實徴冊のあり方や社會的意義も多様であったと考えねばならないだろう。

注

(1) 拙稿「吳縣・太湖廳の經造」夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』、科
研報告書、二〇〇〇、二〇九頁。

(2) この點は夏井氏の四分類（日本現存の租棧關係簿冊及び魚鱗冊）『史
流』三三、一九九三を例に、拙稿（二〇〇〇年）京都大學に提出し
た博士論文『近代江南の土地、徴税、國家——土地・徴税文書と田賦

(3) 徴收機構」序論）で言及した。このほか『東洋文化研究所所藏中國土
地文書目録・解説』（上）、七五頁では「稅糧負擔關係文書」「租佃關係
文書」などの語が見えるが、土地文書の一分類としての扱いしなされ
ていない。これらの文書は土地所有の證として扱われたから當然であ
るが、しかしそれでは實徴冊の位置付けができない。
ここでは清から民國にかけての時期に限定する。明代の徴税文書であ

- る賦役黃冊については多數の研究がある(後述)。
- (4) 「徵稅」には田賦以外の様々な稅の徵收が含まれるため「田賦徵收關係文書」とすべきかもしれないが、本稿では假に「徵稅文書」としておく。
- (5) 章慶遠『明代黃冊制度』、中華書局、一九六一、樂成顯『明代黃冊研究』、中國社會科學出版社、一九九八。
- (6) 岩井茂樹「嘉靖四十一年浙江府嚴州府遂安縣十八都下一圖賦役黃冊殘本」考、夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』、科研報告書、二〇〇〇。
- (7) 岩井茂樹「武進縣「實徵堂簿」と田賦徵收機構」夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』、科研報告書、二〇〇〇。
- (8) 民國の吳縣は清代の吳縣、長洲縣、元和縣、太湖廳、靖湖廳の三縣二廳からなる。
- (9) 「清代の賦役全書」『東方學報』七二、二〇〇〇、「吳縣・太湖廳の經造」(前掲)、「江南農村社會の土地と徵稅」森時彦編『中國近代の都市と農村』、京都大學人文科學研究所、二〇〇一。
- (10) この簡単な説明はあくまで原則である。實際には、通知書の作成が納稅開始に間に合わず、前年度の領收書で代用することや、領收書ではなく臨時收據なるものを發行して、正式な領收書は後に交換するということもあった。
- (11) 前掲拙稿「吳縣・太湖廳の經造」。
- (12) 「太子」の「太」は太湖廳の謂で、「東字」の「東」は洞庭東山の謂である。東字は民國一七年、蘇州が南京國民政府下に入ってから使われるようになった。
- (13) 滿鐵・上海事務所調査室『蘇州ニ於ケル不動産價行調査報告 其二』(中支都市不動産價行調査資料第二十六輯)、一九四二、一七頁。この調査は主として敵産を如何に扱うかという關心から行なわれたものである(井村哲郎編『滿鐵調査部 關係者の證言』、アジア經濟研究
- 所、一九九六、二二—二三〇頁)。
- (14) 引用の際には以下のような略稱を用いる。民國九年二十六都四圖忙銀實徵冊↓民九・二六・四・銀、民國十三年二十八都十六圖漕米實徵冊↓民一三・二八・一六・米。個々のデータを指す場合は號數(後述)を用いる。例えば民二・二八・九・銀の第九三號であれば民二・二八・九・銀・九三と略す。なお民國一九年には「實徵冊」ではなく「徵收冊」と書かれている。
- (15) 國會圖書館のものには民國二〇年の舊吳縣の實徵冊(吳字十都三圖實徵地價冊)が入っている。民國一九年六月に土地法が公布され翌年にはその規定により田賦を地價稅と改稱した。萬國鼎、莊強華、吳永銘『江蘇武進南通田賦調査報告』(原刊一九三四、一九七一年に傳記文學出版社より影印)、五四頁によれば江蘇財政廳が忙漕の名を廢して地價稅に改めるよう通令したのは民國二二年で、武進では民國二二年より實行したと言う。地價稅とはいっても地價に基づいて稅額を算定したのではなく、従來の科則が踏襲された。嚴密な意味での地價稅は當時進行中であつた清丈が完成した時に達成されることになつてゐた。
- (16) 昭和二六年五月一五日のものは、購入印の日付(四月三〇日)を訂正している。
- (17) 『東亞研究所報』八(一九四一・二・二〇)、一〇(一九四一・一〇・二〇)。
- (18) 民國一五年一都一七圖忙銀實徵冊と民國二〇年一〇都三圖實徵地價冊を含む。
- (19) 民國四年二六都三圖忙銀實徵冊には「吳縣忙銀地糧實徵冊二四帙一二四冊一八〇・〇〇」という書店の値札が挟まっており、第一回購入の二八帙一二三冊と若干くいちがっている。
- (20) これらはすべて國會圖書館に現存する。
- (21) 日本の圖書館に蘇州の土地文書が多く所藏されていることは夙に知ら

れていた(鶴見尙弘「國立國會圖書館所藏康熙十五年丈量之長洲縣魚鱗冊一本について」『山崎先生退官記念東洋史學論集』、大安、一九六七、三二六頁の注一、村松祐次『近代江南の租棧』、東京大學出版會、一九七〇、二五四頁)。

(22) 「義租」は清代には經造の經費に充てられた。義租田の分布は限られており、原額でいうと二八都では東冠、南高、上陪、東輦、磨の各圩に計一〇六畝あった。『太湖備考』の書かれた乾隆年間には八、一〇、一八、一九の各圖に計八九・三五六畝の助役公田があったという。このほか三〇都五圖に一四八・〇〇三畝、三〇都八圖に一六一・二八畝、計三九八・六三九畝あった。實徵冊の義租田の總面積は三一八・二三畝であり、乾隆年間よりさらに減少している。興味深いのは、「義租」がすでに本來の役割を果たしていないにもかかわらず、これを一般の土地とは別に管理していたことである。

(23) 民國一三、一四年頃にも何らかの變化があったらしいことが窺える。徐浩甫(民二・二八・下六・銀)、錢渭卿(民九・二六・四・銀)、徐景庭(民一三・二八・一六・米)、俞錦榮(民一三・三〇・四・米)、王增田(民一四・二八・五・銀)、張慶祥(民一四・二九・四・銀)、錢福生(民一四・二九・一四・米)、宋(民一四・三〇・八・米)のよう經造の名が記される實徵冊が民國一三、一四年に集中しているからである。また戸數の記載、字についての指示(後述)などもこの時期に集中している。はっきりしたことはわからないが、民國一三、一四年に問題となった蘆蕩升科案と關係があるように思われる(例えば『申報』一九二五・七・二七)。

(24) 『蘇州明報』一九三三・七・三〇。
これはあくまで「原則」であり、騎縫印の押印狀況は實徵冊によりバラバラである。無記入のページにまで押されている場合もある。

(26) 戸數(データ數)の記載は、民一三・二八・一六・米「共五百二十四戸」、民一四・二九・一四・米「共六百九戸」、民一四・三〇・八・米

「共七百三十六戸」、民一八・二六・二・銀米「共八百卅戸正」の四例である。畝數合計の算出が煩瑣なのにくらべて、戸數というのは最後のデータの號數を見ればすぐにわかるのだが、それでも民一八・二六・二・銀米では食い違っている。

(27) 蘇州省立圖書館・美術生活社會編『吳縣文獻特輯』所收「吳中文獻展覽會品名索引目錄」に掲載されている。蘇州省立圖書館(現蘇州市圖書館)にはカードがあるだけで、現物は存在しない。

(28) 『申報』一九二八・五・二七、六・一。結局、兩山の錢糧は兩山にて徵收することになった。

(29) 中華民國新國民政府行政院全國經濟委員會『江蘇省地方稅制調查』上卷、田賦ノ部、一九四二、四八頁。この調査は江蘇省政府財政廳、同建設廳、吳縣賦稅管理處等における調査に基づいたものである。

(30) 『撫吳公牘』卷二九「批准安府詳請河土民呈請撥除金吳二鄉代攤沉糧」。前掲拙稿「江南農村社會の土地と徵稅」。

(31) 科則以外にも、戸の立て方、畝の大小など査定とするにはあまりにも多くの問題がある。

(32) 『光緒貳拾柒年分無閩金置縣漕米實徵冊』一四圖一二甲。なお金置縣では稅額に關しては總額と集計値が一致しているが、實徵冊を割當の臺帳だと考へるにしても兩者が一致するのが理想的であるの言うまでもない。

(34) 南通縣では名目上の稅額を造串數、實際の稅額を實徵數と言った。浙江では相沿舊額を額徵數、これから荒、絕、無徵を除いたものを造串數、凶作による減稅分を除いたものを實應徵數と言った(萬國鼎「中國田賦鳥瞰及其改革前途」『地政月刊』四二・三、一九三三)。秋勘實徵數もまた實收(じっさいに納付された額)とは區別されねばならない。

(35) 民國一〇年、一六年の漕米實徵冊には「應徵米」のほかに「減實米」の項目があった。減實米の記入はほとんどないが、民一三・三〇・四

- には例外的に記入が見られる。應徴米だけ記す場合、減實米だけ記す場合、両方記す場合がある。ここで「應徴米」というのは實米のことであり、「減實米」は秋勘数のようである。同じ圖でも割引率はさまざま、二〜四%くらいのものがおおいが、「全」とあって割引率〇のものもある。
- (36) 『蘇州明報』一九三〇・一二・七。例えば蘇州博物館藏、太平天國二二(同治一、一八六二)年の領收書(尙(上)限執照)には「奉令減免一成遵照九成完納」という印が押されている。
- (37) 『江蘇省地方稅制調査』上卷、田賦ノ部、一〇六一—一〇七頁。舊式の實徴冊からは納稅狀況はわからず、徵糧處は截串簿などで納稅狀況を把握した。この點で實徴冊は小作料關係の簿冊と對照的である。
- (38) 民國一六年に畝捐を徵收した際、徵稅臺帳は「民國十五年冬漕實徴冊」を基に作成された(『蘇州明報』一九二七・一・一七、二・一五)。
- (39) 變成顯が紹介した「萬曆至天啓休寧汪氏實徴冊」は汪氏關連の記事のみを抄録したものであるが、明代の實徴冊のあり方を示す貴重な史料である。形式は黃冊と同じく、戸ごとに人丁田土を四柱に分けて記入している。『福惠全書』では里甲に準じて實徴冊が編成され、各甲においては戸ごとに稅額がまとめられている。里甲制にもとづく徵稅の下で作成された實徴冊は、當然里甲をもとに編成されたわけである。吳縣・太湖廳では版圖法を採っていたので、本實徴冊は土地の所在順に編成された。實徴冊とは納稅の前に稅額を確定するためのものであり、その様式は徵稅システムと密接に關わっている。同じ「實徴冊」という名稱であっても、徵稅の制度が異なれば編成方法は異なるのである。
- (40) 國立國會圖書館藏『太湖廳檔案』一一一。
- (41) 後述の廣孝阡義塚案を參照。
- (42) 民國二年に關しては、前年度との比較ができないため、變更の件数はさらに増える可能性がある。
- (43) 吳縣全體では約六〇萬の糧戸があつたが、年間の過戸數は一〇〇戸あまりとも(『蘇州明報』一九三四・九・四)、二二〇餘戸(〇・四%) (『江蘇省地方稅制調査』上卷、田賦ノ部、二四頁)ともいう。戸の總數の變化だけみた場合、舊太湖廳で年平均二五二戸(〇・五%)だから、一〇〇戸あまりというのは戸數約六〇萬の吳縣の數字としては少なすぎる。後者が妥當な數であらう。
- (44) 民二・二九・一一。銀には附箋が多く貼り付けられている。一一六一號の鄭洪山、〇・三九四畝は〇・三九畝を割いて鄭榮卿戸を立てた。附箋には「此號鄭洪山名下、誤存四毫銀數、望收新簿補入」と書かれている。
- (45) 『蘇州明報』一九三四・一・二七、一九三五・九・二。
- (46) 『蘇州明報』一九三四・九・四。
- (47) 『蘇州明報』一九三四・一・二七。
- (48) 民國四年一月に徵糧處分處が成立していたかどうかは定かでない。番號の上に押されている印の字が讀み取ればいいのだが、殘念ながらはつきりしない。なお稅房はおそらく契稅の管理などを行なつたところで田賦徵收機關ではないと思われる。
- (49) 三六都一圖のうち楊少琴は明らかに二六都一圖の誤りである。
- (50) 『太湖備考續編』卷一田賦。
- (51) これらの押印はさほど多くはない。
- (52) ここでも實徴冊の變化が檢證可能なことに留意されたい。
- (53) 易知由單と版串は別個のものではなく、同じ用紙に印刷された。
- (54) 村松祐次『近代江南の租棧』、東京大學出版會、一九七〇、六七〇—六七二頁。
- (55) 『蘇州明報』一九三四・七・三〇。
- (56) 一九四六年には分處工作人員二〇餘人に臨時雇員數人を加えて冊串を作成している(『蘇州明報』一九四六・九・九)。
- (57) 『蘇州明報』一九三四・七・三〇、

竊查徵收田賦、以實徵冊爲標準。故前清時按圖造冊、每年由縣呈送上級機關查核。每冊首頁、註明是圖共有田地山蕩畝數、並實徵銀米數目。通冊加蓋騎縫印信、頗爲慎重……自政治改革後、一切手續完全變更。徵收機關、即不將實徵冊送監督機關查核、又不加蓋騎縫印信。糧戶畝數、隨意補改。

(58) 吳縣の場合は『吳縣圖』を参照すれば圩の所在を知ることができる。この「坵」は地號の「坵」ではない。

(60) 森田成滿『清代土地所有權法研究』、頸草書房、一九八四、岸本美緒『明清時代における「找價回贖」問題』、『中國——社會と文化——』第一二號、一九九七。

(61) 『蘇州明報』一九三〇・三・七、
吳邑田地賣買、舊長元兩境、以方單爲據。而舊吳境則以糧串爲憑。……舊長元兩境田地、前清同治年間曾給方單。舊吳境因未辦理成功、致以糧串爲憑。

また、『蘇州明報』一九三〇・四・一三、
買賣田地、例以方單爲執業之據。惟本邑舊吳境田地、向來重串不重單。良因遜清紅羊之役、舊吳境田單被燬無遺、遂以納糧印串爲執業憑證、相沿迄今、已成習慣。

(62) 方單發給の制度は新しいものではない。

(63) 葉氏族譜では吳江縣について光緒二八（一九〇二）年四月の新單、長洲縣については同治八（一八六九）年の新單による、と明記している。乾隆年間で作成された版圖細總では、「其於圖圩之界限、畝則之數目、固已并井、第不知其中零坵細段、亦皆絲毫無爽否」（『太湖備考』卷五田賦）とあって圩内の詳細については當てにならなかった。

(64) 魚鱗冊は土地をもとに編成されるから、清丈と地號は切り離せない關係にある。よってすでに明代の清丈で地號が與えられているはずである。徽州のように魚鱗冊が残った地域は地號が使われ続けたが、多くの地域では魚鱗冊が失われていた。

(66) 『周氏文譜』世淑產土公墓圖。
(67) 『申報』一九二二・六・五、

吳縣前太湖廳境廿八都五圖太字一千七百十號、忠字圩七坵二百十二號、清丈單一紙、張麗記戶、基地一畝四分九毫、業被郵局遺失。已報廳署、掛失補單。舊單作爲廢紙。特登申・新報聲明。
東山張楨柏啓

(68) 『申報』一九二六・五・一八、

茲有祖遺、坐落吳縣舊太湖廳境後山址村二十八都五圖顛字圩五坵二百十二號、六升三合一勺地、一畝四分九毫。現因正用、已將該地如數與中價賣與裕民繭灶管業。因該地方單於民國十年十月十六日在途遺失、無從檢交。倘後出現、不生效力。特此登報聲明。
吳縣東洞庭後山張楨柏妻張王氏啓

(69) 方單を遺失した際の手続きについては、『寶山清丈局報告書』第二編、章程、三九頁。

(70) 例えば『美字上節田號坵名冊』（京都大學人文科學研究所藏）は地號、畝數、坵名を對照させた徵稅臺帳である。地號と坵名は「一坵兩號」「兩號合坵名三畝里」というただし書きから察するに、一對一對應するものではない。

(71) 前掲拙稿「江南農村社會の土地と徵稅」。
(72) 表四によると、實徵冊の最初の七四號分が魚鱗冊の地號の九四號分にあたっている。次の八四號分は魚鱗冊の一〇七號分にあたる。最後の部分は魚鱗冊と對應しないことから、分割の結果立戸されたものと考えられる。上六圖で八五戸、下六圖で三八戸であり、上六圖では全戸數の一六％にあたる。圖全體では實徵冊の號數一〇〇二に對して魚鱗冊の地號數は一〇七となっている。畝數を見ると、實徵冊は約一四〇〇畝、魚鱗冊は約一六〇〇畝である。戸あたりの畝數は若干増加しているとはいえず、全體としては課稅地と戸數が減少するなかで分割・併合が行なわれていたといえる。

- (73) 『洞庭東山志』、上海人民出版社、一九九一、三〇九頁によれば、白豸嶺山道は後山の朱巷と俞塢を結ぶもので、順治年間に朱必掄が修築した。
- (74) 前掲拙稿「江南農村社會の土地と徵稅」。
- (75) 民一七・二九・四は上下冊に分かれてはいるが、地／山に對應しているわけではない。
- (76) 實徵冊に地號の書き込みが見られることは、土地測量から年月が経ってもなお官が地號をもとに土地を把握しえたことを示している。
- (77) 畝數や稅額は、實際の狀況と異なることが多かったであろうが、むしろそれは標識としての役割において重要であった。
- (78) 賣りに出されたものも相當あったはずである。じっさい本稿で考察の

對象としている實徵冊はこの時期に購入されたものである。魚鱗冊も民國三年までは殘缺ながら存在が確認されるから（『郷志類稿』凡例）、淪陷期に流出したのであろう。

(79) 『蘇州明報』一九四八・五・五。

(80) 抗日戰爭中に地籍原圖は四川へ移されていた。戦後、これをもとに地籍の整理が再開された。吳縣では地政科、のち地籍整理處が地籍整理を推進した（『蘇州市志』Ⅱ、一一一一—一二二頁、『無錫縣土地志』、江蘇人民出版社、一九九八、一四六一—一四七頁）。

〔附記〕 本稿は科學研究費補助金（獎勵研究（A））による研究成果の一部である。

表1 都圖別實徵册リスト(一)

| | | | | | |
|-------|----|----|----|----|--|
| 二九・二 | 漕 | 四 | 國會 | 一一 | |
| 二九・一 | 忙 | 八 | 國會 | 二五 | |
| 二九・一 | 忙 | 七 | 國會 | 二三 | |
| 二九・一 | 漕 | 七 | 國會 | 二二 | |
| 二九・? | 漕 | 二 | 國會 | 九 | |
| 二八・一九 | 忙 | 一四 | 東庫 | 一三 | |
| 二八・一九 | 忙 | 七 | 國會 | 一四 | |
| 二八・一九 | 漕 | 七 | 東庫 | 一七 | |
| 二八・一九 | 忙 | 六 | 國會 | 二五 | |
| 二八・一八 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一九 | |
| 二八・一八 | 漕 | 一三 | 東庫 | 五 | |
| 二八・一八 | 忙 | 八 | 東庫 | 二〇 | |
| 二八・一七 | 漕 | 七 | 國會 | 二五 | |
| 二八・一七 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一七 | |
| 二八・一七 | 忙 | 六 | 國會 | 二五 | |
| 二八・一六 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 九 | |
| 二八・一六 | 忙 | 一六 | 東庫 | 一九 | |
| 二八・一六 | 漕 | 一三 | 東庫 | 一七 | |
| 二八・一五 | 忙 | 六 | 國會 | 二三 | |
| 二八・一五 | 忙 | 七 | 國會 | 一七 | |
| 二八・一五 | 忙 | 六 | 國會 | 一二 | |
| 二八・一五 | 忙 | 四 | 國會 | 九 | |
| 二八・一五 | 忙 | 三 | 國會 | 五 | |
| 二八・一三 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 二八・一三 | 漕 | 二 | 國會 | 一 | |

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 二九・二 | 忙 | 八 | 國會 | 二七 | |
| 二九・二 | 漕 | 九 | 東研 | 一 | |
| 二九・二 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二九・三 | 漕 | 三 | 國會 | 六 | |
| 二九・三 | 漕 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二九・三 | 忙 | 九 | 東庫 | 一七 | |
| 二九・三 | 忙 | 四 | 國會 | 二二 | |
| 二九・四 | 忙 | 七 | 國會 | 二五 | 上册 |
| 二九・四 | 忙 | 七 | 國會 | 二六 | |
| 二九・四 | 忙 | 八 | 國會 | 二九 | |
| 二九・四 | 忙 | 一〇 | 東研 | 一 | |
| 二九・四 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二九・四 | 忙 | 一六 | 東庫 | 一九 | |
| 二九・四 | 忙 | 一七 | 東庫 | 二三 | 上 |
| 二九・四 | 忙 | 二 | 東庫 | 一 | |
| 二九・五 | 漕 | 四 | 國會 | 二二 | 前 |
| 二九・五 | 漕 | 五 | 東庫 | 二二 | 前 |
| 二九・五 | 忙 | 七 | 國會 | 二三 | 前 |
| 二九・五 | 忙 | 八 | 國會 | 二七 | 後 |
| 二九・五 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | 後 |
| 二九・五 | 忙 | 一六 | 東庫 | 九 | 前 |
| 二九・五 | 忙 | 一八 | 東庫 | 九 | 後 |
| 二九・五 | 忙 | 一八 | 東庫 | 九 | 後 |
| 二九・六 | 忙 | 六 | 國會 | 一五 | |
| 二九・六 | 忙 | 六 | 國會 | 一二 | |

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|---|
| 二九・六 | 忙 | 七 | 國會 | 二四 | |
| 二九・七 | 漕 | 九 | 東庫 | 一七 | |
| 二九・七 | 忙 | 一 | 東庫 | 八 | |
| 二九・七 | 忙 | 一八 | 東庫 | 二五 | 上 |
| 二九・七 | 忙 | 一八 | 東庫 | 二五 | 下 |
| 二九・八 | 忙 | 三 | 國會 | 九 | |
| 二九・八 | 忙 | 四 | 國會 | 一一 | |
| 二九・八 | 忙 | 七 | 國會 | 一一 | |
| 二九・八 | 忙 | 七 | 國會 | 一一 | |
| 二九・八 | 忙 | 六 | 國會 | 一八 | |
| 二九・九 | 忙 | 七 | 國會 | 二二 | |
| 二九・九 | 忙 | 三 | 國會 | 六 | |
| 二九・九 | 忙 | 六 | 國會 | 一八 | |
| 二九・九 | 忙 | 七 | 國會 | 二二 | |
| 二九・九 | 忙 | 七 | 國會 | 二二 | |
| 二九・九 | 忙 | 八 | 國會 | 二二 | |
| 二九・九 | 忙 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 二九・九 | 忙 | 一七 | 國會 | 三二 | |
| 二九・一〇 | 忙 | 三 | 東庫 | 二 | |
| 二九・一〇 | 忙 | 三 | 東庫 | 二 | |
| 二九・一一 | 忙 | 八 | 東庫 | 六 | |
| 二九・一一 | 忙 | 一 | 東庫 | 八 | |
| 二九・一一 | 忙 | 五 | 東庫 | 二六 | 下 |
| 二九・一一 | 忙 | 六 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一一 | 忙 | 八 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一二 | 忙 | 六 | 國會 | 一五 | |
| 二九・一二 | 忙 | 八 | 國會 | 二六 | |
| 二九・一二 | 忙 | 九 | 東庫 | 七 | |
| 二九・一二 | 忙 | 一七 | 東庫 | 二三 | 上 |
| 二九・一三 | 忙 | 六 | 國會 | 一六 | |

實 徵 冊 と 徵 稅

表2 年代別實徵冊リスト(一)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 二八・三 | 二八・二 | 二八・一 | 二六・四 | 二六・三 | 二六・二 | 二六・一 | 二六・一 | 三六・一 | 三〇・八 | 三〇・七 | 三〇・六 | 三〇・四 | 三〇・二 | 三〇・一 | 二九・九 | 二九・五 | 二九・三 | 二九・二 | 二九・一 | 二九・六 | 二八・九 | 二八・七 | 二八・六 | 二八・五 | 二八・二 |
| 漕 | 漕 | 漕 | 忙 | 漕 | 漕 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 漕 | 漕 | 漕 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 漕 |
| 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 |
| 一九 | 一九 | 一九 | 四 | 四 | 一九 | 一三 | 一九 | 一八 | 一八 | 一八 | 三 | 三 | 一八 | 一六 | 一三 | 一三 | 一六 | 一五 | 一八 | 三 | 一五 | 一七 | 一七 | 一七 | 一五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 三〇・六 | 三〇・五 | 三〇・四 | 三〇・一 | 三〇・一 | 二九・二〇 | 二九・一九 | 二九・一七 | 二九・一五 | 二九・一四 | 二九・九 | 二九・八 | 二九・六 | 二九・五 | 二九・四 | 二九・四 | 二九・一 | 二八・一九 | 二八・一八 | 二八・一五 | 二八・一二 | 二八・九 | 二八・六 | 二八・四 | 二八・二 |
| 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 漕 | 漕 | 漕 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 漕 | 漕 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 漕 |
| 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 國會 | 國會 |
| 二四 | 二四 | 二〇 | 二五 | 四 | 四 | 二一 | 二一 | 二一 | 二一 | 二四 | 四 | 二二 | 二四 | 二五 | 二二 | 二三 | 二三 | 一四 | 二〇 | 二三 | 二〇 | 四 | 二〇 | 二〇 |
| | | | | | | | | | | | | | 前 | 上册 | | | | | | | | | 上 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三六・一 | 三〇・八 | 三〇・五 | 三〇・三 | 三〇・二 | 三〇・一 | 二九・一九 | 二九・一四 | 二九・一三 | 二九・一二 | 二九・一一 | 二九・九 | 二九・五 | 二九・四 | 二九・二 | 二八・一八 | 二八・一六 | 二八・一六 | 二七・七 | 二六・五 | 二六・四 | 二六・三 | 二六・二 | 三六・一 | 三〇・七 |
| 忙 | 忙 | 忙 | 漕 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 忙 | 漕 | 忙 | 忙 | 漕 | 漕 | 忙 | 漕 | 忙 |
| 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 |
| 國會 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 東研 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東研 | 東庫 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 國會 | 東庫 | 東研 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 東庫 | 東庫 | 東庫 | 國會 | 國會 |
| 二六 | 六 | 六 | 二六 | 一 | 二七 | 二七 | 一五 | 一 | 六 | 二六 | 六 | 一五 | 二七 | 二六 | 二七 | 二五 | 一五 | 一五 | 二七 | 一五 | 一五 | 一四 | 二四 | 二四 |
| | | | | | | | | | | | | 後 | | | | | | | | | | | | |

表2 年代別實徵册リスト(三)

| 都 圖 | 漕/忙 | 年代 ¹ | 所藏 ² | 帙番號 | 備考 |
|-------|-----|-----------------|-----------------|-----|----|
| 二六・一 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 二六・二 | 忙 | 九 | 國會 | 三一 | |
| 二六・三 | 漕 | 九 | 國會 | 二九 | |
| 二六・四 | 漕 | 九 | 東庫 | 一六 | |
| 二六・四 | 忙 | 九 | 國會 | 三一 | |
| 二八・三 | 漕 | 九 | 國會 | 二八 | |
| 二八・五 | 漕 | 九 | 國會 | 二八 | |
| 二八・七 | 漕 | 九 | 東庫 | 一六 | |
| 二八・八 | 漕 | 九 | 東庫 | 一六 | |
| 二八・九 | 漕 | 九 | 國會 | 二八 | |
| 二八・一〇 | 漕 | 九 | 國會 | 二八 | |
| 二八・一二 | 漕 | 九 | 國會 | 二八 | |
| 二八・一三 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 二九・二 | 漕 | 九 | 東研 | 一 | |
| 二九・三 | 漕 | 九 | 東庫 | 一七 | |
| 二九・四 | 漕 | 九 | 國會 | 二九 | |
| 二九・七 | 漕 | 九 | 東庫 | 一七 | |
| 二九・九 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 二九・一二 | 忙 | 九 | 東庫 | 七 | |
| 二九・一三 | 漕 | 九 | 東庫 | 一七 | |
| 三〇・一 | 漕 | 九 | 東庫 | 一八 | |
| 三〇・二 | 漕 | 九 | 東庫 | 一八 | |
| 三〇・四 | 忙 | 九 | 國會 | 三一 | |
| 三〇・六 | 漕 | 九 | 東庫 | 一八 | |
| 三〇・七 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 三〇・八 | 漕 | 九 | 國會 | 三〇 | |
| 三六・一 | 漕 | 九 | 東庫 | 一八 | |

| 都 圖 | 漕/忙 | 年代 ¹ | 所藏 ² | 帙番號 | 備考 |
|-------|-----|-----------------|-----------------|-----|----|
| 二九・四 | 漕 | 一〇 | 東研 | 一 | |
| 二六・三 | 忙 | 一一 | 東庫 | 八 | |
| 二八・六 | 漕 | 一一 | 東研 | 一 | |
| 二八・六 | 忙 | 一一 | 東研 | 一 | 上 |
| 二九・七 | 忙 | 一一 | 東庫 | 八 | |
| 二九・一 | 忙 | 一一 | 東庫 | 八 | |
| 三〇・五 | 忙 | 一一 | 東庫 | 八 | |
| 二六・四 | 漕 | 一二 | 東庫 | 一九 | |
| 二八・一六 | 漕 | 一三 | 東庫 | 一九 | |
| 二八・一八 | 漕 | 一三 | 東庫 | 一九 | |
| 三〇・四 | 漕 | 一三 | 東庫 | 一九 | |
| 二八・五 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二八・一三 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二八・一九 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二九・三 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二九・四 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二九・五 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | 後 |
| 二九・五 | 忙 | 一四 | 東庫 | 九 | 前 |
| 二九・一四 | 漕 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 三〇・八 | 漕 | 一四 | 東庫 | 九 | |
| 二八・四 | 忙 | 一六 | 東庫 | 九 | |
| 二八・一六 | 忙 | 一六 | 東庫 | 九 | |
| 二九・四 | 漕 | 一六 | 東庫 | 九 | |
| 二九・五 | 漕 | 一六 | 東庫 | 九 | |
| 二九・五 | 忙 | 一六 | 東庫 | 九 | 後 |
| 二六・四 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 一二 | 下冊 |

| 都 圖 | 漕/忙 | 年代 ¹ | 所藏 ² | 帙番號 | 備考 |
|--------|-----|-----------------|-----------------|-----|----|
| 二六・四 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | 上冊 |
| 二六・五 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二八・六 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二九・二 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二九・四 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 二二 | |
| 二九・九 | 漕忙 | 一七 | 國會 | 三二 | |
| 二九・二 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 三三 | |
| 三〇・六 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 三三 | |
| 三〇・七 | 漕忙 | 一七 | 東庫 | 三三 | 上 |
| 二六・一 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二二 | |
| 二六・二 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二二 | |
| 二六・三 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二四 | |
| 二六・五 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二四 | |
| 二八・一六 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二五 | |
| 二八・一七 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二五 | |
| 二八・一八 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一 | 後 |
| 二九・五 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一 | |
| 二九・七 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一 | |
| 二九・七 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一 | 上 |
| 二九・七 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 一 | 下 |
| 三六・二 | 漕忙 | 一八 | 東庫 | 二四 | 上 |
| 二六・五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二八・二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二八・三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二八・一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・二九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・三九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・四九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・五九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・六九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・七九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・八九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九一 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九二 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九三 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九四 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九五 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九六 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九七 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九八 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・九九 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |
| 二九・一〇〇 | 漕忙 | 一九 | 東庫 | 二六 | |

*1 数字は民國の年次
 *2 國會||國會圖書館 東庫||東洋文庫、東研||東文研